

第五十五回 参議院産業公害及び交通対策特別委員会会議録第十七号

昭和四十二年七月十九日(水曜日)
午前十一時五十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 松澤 兼人君
理事 石井 桂君
宮崎 正雄君
大倉 精一君
柳岡 秋夫君
原田 立君

委員

奥村 悦造君
木村 睦男君
黒木 利克君
紅露 みつ君
中津井 真君
柳田桃太郎君
横山 フク君
加藤シヅエ君
戸田 菊雄君
中村 順造君
小平 芳平君
瓜生 清君
林 塩君

衆議院議員

議者 八木 一男君

國務大臣

厚生大臣 坊 秀男君
運輸大臣 大橋 武夫君
國務大臣 塚原 俊郎君

政府委員

内閣総理大臣官 宮崎 清文君
房陸上交通安全 調査室長
警察庁交通局長 鈴木 光一君

経済企画庁水資源局長 松本 茂君
厚生省環境衛生局長 館林 宣夫君
厚生省社会局長 今村 譲君
通商産業政務次官 栗原 祐幸君
通商産業省化学工業局長 吉光 久君
海上保安庁次長 井上 弘君
建設政務次官 澁谷 直藏君

事務局側

常任委員会専門員 中原 武夫君
常任委員会専門員 吉田善次郎君

説明員

内閣総理大臣官 菅川 薫君
房参事官 馬場 一也君
通商産業省企業局立地公害部長 堀山 健君
運輸省自動車局整備部長 高橋 明君
建設省計画局建設課長

本日の会議に付した案件

○産業公害及び交通対策樹立に関する調査
(産業公害対策に関する件)
(交通対策に関する件)

○交通安全対策に関する決議に関する件
(船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付))

○公害対策基本法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松澤兼人君) ただいまから産業公害及び交通対策特別委員会を開会いたします。

産業公害及び交通対策樹立に関する調査を議題といたします。

とし、産業公害及び交通対策に関する件について調査を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。加藤君。○加藤シヅエ君 私は、産業公害の中のごく一部分になることかと思いますが、最近、あるテレビの画面に映し出されましたその情景を基礎といたしまして調べまして、それにつきましての現実の対策というものはどういふふうになっているかと、こういうような観点から質問いたしたいと思ひます。

その私が見ました画面と申しますのは、神奈川県相模原市の公害でございます。そうして、そのある会社が、資本金約五千万円くらいの会社でございますが、建設省の許可を受けて、もう今日では川砂利が取り尽くされてしまったような形なので、今度は山の砂利を採掘するという方向に向かつている。この例もその一つでございます。これは、相模原のある場所におきまして山の砂利の採掘を始めたのでございます。ところが、画面に出ましたところから想像いたしますと、山砂利を採掘するといふような所でございますから、非常にいなかの町でございます。道路もまだできていないし、何にも、たくさん交通量に適應するような施設は全くできていない、いなか道でございます。そして、突如としてそこから砂利の採掘が始まるということになります。毎日非常にたくさん数のダンプカーがここに入り込んでくる。往復する。深夜も走るといふような状態が起これまして、その画面で見ると、狭いところにおいていって往復二台の砂利トラックが走っております。そういったしますと、そこに住んでいる住民の人たちが野らに行ったり、あるいは主婦が買い物に行っている姿を見ましたら、全然あぶなくて道が通れなくて、ダンプが来るたびに、よけるためにたんばの中に入ってしまう。そして

車をやり過して、またもの道に戻ってきてようやく少く歩く、また車が来る、またたんばの中に逃げ込む、こういう状態でございます。それから子供たちが学校へ通っております。その子供たちは、ガードレールもないし、歩道橋なんか、ましてなくて、しかも黄色い旗を持ったおばさんもない、そうしたところで、そのダンプカーの間を、ほんとうに縫うようにして道を横切っております。見ていただけでもはらはらするような状況でございます。

で、こういうような状況、これは私が一つの画面によって一つの例をとらえているのでございますが、これは全国至るところにこういう状況が起こっております。そうしてそれにどういふふうに対処したらいいかというふうなことは、あまり私たちにはわかりません。それで、私たちも今度いろいろこれに基づいて調べてみたのでございますが、これからだんだんふえるであろうと思ひますが、これからだんだんふえるであろうと思ひますが、これを採掘する、そうしてダンプがあぶなく、設備もないところを、ほこりを立てて盛んに往復をすることが問題につきまして、いろいろ法律がこれに關係して、そしてその關係所官の官庁というものが実に多岐にわたっております。これがどうして片方が通産省で、片方が建設省で、そうしてまた運輸省、警察庁、経済企画庁、あるいは厚生省と、こういうふうないろいろな機関が関わっているのか、これはとてもいろいろと判断ができません。こんな複雑な状態であるといふことは、その被害を受けている、公害を受けている住民は、どこへどう訴えていいのかわからない、全然これはわからないことであらうと私は心配するわけでございます。それで、さらに、いま申し上げました例につきまして、もう少し詳しく御説明をして、御答弁をいただきたいと思ひますのは、だんだん川の砂利

が少なくなつて、山の砂利のほうに移る、こういうことになつてまいりますと、この山の砂利をとるということにつきましては、砂利採取法、それから採石法、こういうような二つの法律があるというのを私知つたのでございますけれども、こういうような山砂利をとるというふうなことの許可というのは、これは事前に許可を得て始めるのでございますか。それとも、仕事を全部準備しちやつて、あとで、始めたというのを事後通知をすればいいのでございますか、そこをまず伺いたいと思います。

○政府委員(吉光久君) ただいまの砂利採取法、あるいは採石法につきましては、現行制度の御質問をいただきましたわけでございますが、砂利採取法につきましては、現在許可制というものは採用いたしておりますので、事業を着手いたしました後に、事後に届け出をすれば足りるということになつております。ただし、砂利採取でございまして、河川法上の河川の許可を得ますとか、あるいは森林法上の特別の許可を要しますとか、他の法令で許可にかかつている区域について掘採する場合には、その法令自身の許可を要する、こういうたてまえに砂利採取法はなつておるわけでございます。砂利採取法そのものとしたしましては、そういう特別の許可を要しない地域でとりまします場合は、事後に届け出をすれば足りる、こういう仕組みになつております。

それから採石法の関係でございますが、これは砂利あるいは砕き石そのものではなく、砕き石のもとなりまして大きな石をとる業でございますが、これは、山でいわれる岩石を掘つておる、こういう業種でございまして、この採石法におきまして、事業自身は自由な事業のたてまえになつておりまして、ただ、とり方いかんによりまして、たとえば採石権そのもの、これは物権でございまして、物権としての採石権をほしいというふうな場合に、これが一部行政行為にかかつている場合もございまして、あるいは自分の所有権につきまして自分の土地で岩石を掘採する、

こういう場合はこれは自由でございまして、あるいはまた、土地所有者から賃借権を設定いたしました、その賃借権の範囲内で岩石を掘る、これもまた自由でございまして、採石あるいは砂利採取業は、基本的にそれぞれの法律といたしましては、事業そのものは自由な事業ということになつておるわけでございます。

○加藤シヅエ君 こういうようなことが自由で、事後に届け出をするというふうなことで許されているというところは、これは非常に危険なことではないかと、その近所の人が突如として、自分がいまだ平和に暮らしていたその環境が、こういうふうなところになると自分たちが飛び込んでしまふ。ほとんど不可抗力にたいしてそういうところへ飛び込んでしまふ。法律がそのようなことを許しているというところ、私は非常にこれは法律の不備であつて、やがてこれは改正していただかなければならないと思つておりますが、それを改正しようという意図がございまして、それを改正しようとしたら、どのように改正なさいますか。それを聞かしていただきます。

○政府委員(吉光久君) 先ほど御質問の中にございましたように、最近河川砂利が涸渇いたしました、だんだんと供給地域が、おかし砂利、山砂利、要するに農地でございましてかというところ、あるいは旧河川敷でございましてけれども、おかし砂利あるいは山砂利という方向にどんどん転換いたしております。特に東京周辺及び大阪周辺、名古屋周辺というところが、そういう現象の一番激しい地域でございまして、したがって、以前考えておりました河川砂利を中心にして砂利が採掘されておりましたような時代の公害の発生と違つた発生態様がどんどんあらわれつつあるのが現状であらうかと思つております。と申しますのは、従前は、掘り過ぎると、河川の堤防でございまして、あるいは橋脚そのものでございまして、河川のいろいろな施設自身を損壊していき、あるいはまたそれとからみ合ひまして道路を損壊してまいるというふうな河川砂利を中心に

した公害取り締まり体制であつたわけでございまして。したがって、実態がどんどん変わつておりますので、この変わった実態に対応したこれらの法律についての取り締まり規定を強化するといふ必要があるということ、実は先般、私もただけでなく、関係している、先ほど御指摘いただきましたように、あるいは建設省、あるいは農林省、それぞれ多方面にわたつておりますので、各省連絡協議を持ちまして、その点についての検討を現在開始いたしておるわけでございます。

で、私のほうで所管いたしております砂利採取法について申し上げますと、大体考え方としては、自由営業であるという制度自身について、まず再検討を要するのではないであらうか、これを許可制にいたしますか、あるいは登録制というようにいたしまして、もし悪いことをやつた場合には登録を抹殺することによって事業自身ができなくなつてしまふというふうなことにする、事業自身につきまして、そういうふうな意味で何らかの形で規制をいたしたいという点が第一でございまして。

それから第二点は、今度は行為に着手いたしました場合、その地形等のいかによりましたは、一定の掘採計画を持たせて、その掘採計画に従つて掘採する、ちやうど、鉱業をやります場合に、陥没等の公害が起ります関係上、一定の施案案と申しますか、掘採計画自身をつまびらかにしたものに付いて、それについての許可を受けるような制度でやつておるわけでございますが、そういう行為自身につきましてもやはり現在野放しでございまして、何らかの意味での鉱業法に似通つた形での規制行為が必要ではないであらうかというふうなことも考へております。

それから第三点といたしまして、公害の態様が變つてまいつておりますので、現在、公益保護命令規定というのがございまして、この公益保護命令の範囲が——公害の範囲と申しまして、もつてございまして、非常に狭くできておりますので、この点についても現実の実態

に合うように範囲を広げていく必要があるのではないであらうか。

以上の三点を大きな眼目にいたしまして現在研究を進めてまいつておる状況でございまして。

○加藤シヅエ君 砂利採取法も採石法も、両方とも、その目的をうたつております中で、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。という一文が入つておるわけでございますが、ここで「公共の福祉の増進」というのは、どういふことをいわれるのでございまして、採石法の第一条の目的。それから、砂利採取法のほうは川に限つておるわけで、これもやはり通産省でございまして。

○政府委員(吉光久君) 実は、採石法は山の関係だと思つてございまして、私どもの鉱山局のほうで所管いたしております。

それから、砂利採取法のほうは私の方が所管いたしておりますので、砂利採取法についてお答えさしていただければと思つていますが、いかがでございましょうか。

○加藤シヅエ君 はい。

○政府委員(吉光久君) 砂利採取法でございましてけれども、この「公共の福祉の増進に寄与する」というのは、業界の発展あるいは河川の保全、そういうふうなものについて、広くこれが国民一般と申しますか、の利便等に寄与するようにと、こういう意味であらうかと思つて。

○加藤シヅエ君 私は、そこに非常に問題があると思つてございまして。公共の福祉ということばがやたらに使われておりますけれども、公共の福祉というのは、いまの局長の御答弁によりまして、砂利をとつて、そして運んでビルを建てる、そのビルが建つたことによつて、あるいはそれが学校になるかしれません、あるいはキャバレーになるかしれません、何になるか知りませんが、とにかく建物建つというところによつて何か繁榮していくというふうな一応見てもらつて。そうしますと、砂利を掘られるその近所は、およそ公害の犠牲そのものにさらされて

と思いますけれども、この採石法の十条の許可基準でございますけれども、実はこれは採石権を付与するという意味でございます。ちょうど鉱業権を付与されました場合に鉱業が営めるという立場になる、そういう意味の、先ほど申し上げました採石業をやることにつきましてはこの十条の許可を得まして、採石権という形で、これは物権でございますが、それ取得して採石業をやるという立場もございまして、あるいは自分の土地でございますと自分で岩石を掘るということは自由な行為でございますし、あるいはまた他人の土地を賃借してやるというふうな場合もあるわけでございまして、これは採石権という物権自身がほしいという場合の手続規定の一つでございます。それから採石行為自身について、どこで掘るか——その岩石を掘る場合でございます。その場合の規制の

はうは、美はあとのほうの採石業の「届出」の次の三十二条の二に「公益の保護」という規定がございますけれども、事前届け出いたしました土地が、ある特定の公益保護上まづい場所にあるという場合には、そこでは掘らせない、あるいは掘り方についてこのようにやって掘れと言えるような規定があるとあるわけでございます。行為のほうで、うしろのほうで規制をいたしておる、こういうたてまえの法律になっておるわけでございます。

○加藤シツエ君　それでは、この法律の中に公益

保護命令というのがあるわけでございますけれども、いま申し上げましたような——これは採石法の第十六条でございますけれども、「その土地における岩石若しくは砂利の採取が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとき。」、こういうときにはいけないということになっているわけでございますが、いま私が指摘いたしましたのは、明らかにこのうちのどれかに反することになると私は思うわけでございます。そういったしましたら、公益保護命令というものを出すことができるんでございませうか。

○政府委員(吉光久君) いまの御指摘の十六条は、採石権自身がなかなか両当事者の間でまとまらないというときの手続規定でございます。いま私が申し上げましたのは、実は十六条ではなくて、あとの三十二条の二の「公益の保護」という規定がございまして、具体的に現場におきまして非常に危険であるというふうな場合におきましては、「公害防止の方法を定め、その認可を受けるべき旨を命ずることが出来る。」——具体的な問題といたしまして、どこでどういうふうにして掘りますか、あるいはそれをどういうふうにして搬出しますかというふうな、具体的な問題につきましまして具体的な設計を提出した上で通産局長の認可を受けるというふうなことで、現実には具体的な行為のほうを規制してやる、こういう意味で申し上げたわけでございます。

○加藤シヅエ君 それでは、公益保護命令というのは、どういうときに、どんなふうに使えるんでございませうか。これは砂利採取法のほうかと思ひます。

○政府委員(吉光久君) ただいままで採石法のほうでお話し申し上げておりましたけれども、砂利採取法につきましましては、第九條に「公益の保護」という規定があるわけでございます。これは先ほどもちよっとお答え申し上げましたように、非常に範囲が狭うございまして、狭い原因だけ——これは、土地の掘さくによりまして、またはその砂利もしくは廃土の堆積、掘さくあるいは掘り上げたものの堆積、それによりまして……原因行為が少し狭いと思ひますけれども、そういう原因行為で、公共の用に供する施設——道路でございませうとか、橋梁でございませうとかいうような、公共の用に供する施設を破壊し、または農業、林業、その他の産業の利益を損ずるといふような原因を、掘さく行為そのものと、掘さくした堆積そのものというところにまず限定し、同時にまた、他に与える被害のほうにつきましましては、公共施設そのものを破壊するとか、あるいは他の産業の利益を損ずるとかというふうなことになるお

ります場合に初めて公益保護命令——そういう行為自身については是正させるための必要な措置をとることが出来る、こういうふうなたてまえに現行法はなっておりますわけでございます。

○加藤シヅエ君 そういたしますと、現行法におきましては、最初私が申しましたこの相模原の二つの例をとって、そこでもうも学童がトラックにひき殺されるかも知れない、現にあらちちちちでそういうことが起こっている、そういうことをみんなが見ていて、しかも現行の法律は不備であるから、だれかそのうちに殺されるのを待っている、手をつかねて待っている、そのほかこういうようなところで砂利がまわりの環境なんか考えないでどんどん採掘されることに對しては現在の法律では何にもできない、こういうふうな結論づけるべきでございませうか、いまの段階においては。

○政府委員(吉光久君) 現行法上、これは交通規制のほうになりますと別かと思ひますけれども、砂利採取法そのものにおきましては、非常に残念でございませうけれども、御指摘のとおりでございまして、現状自身に、もし何らかの手を打つとしたらすれば、これは一つは、砂利採取業者そのものに対する行政指導で処理するか、あるいは交通取り締まり法規等によつて交通の観点から取り締まりをしていただくか、いずれかの立場しかないんじゃないでしょうか。このように考えます。

○加藤シヅエ君 現状ははなはだ遺憾な状態であると思ひますから、先ほどの法律の改正について十分研究をして、いずれ国会でそのことを審議するように努力をしていただきたいと思います。

それで、結局は、建設省関係ではそういうことになっている、あとは交通取り締まりのほうでやらなければならぬ、こういうふうな御答弁と理解いたしました。建設省でダンブカーの運賃と実際のダンブカーの能力というものは三〇〇分ぐらい安い運賃で運ばなければならぬという状況で建設省ではいろいろ注文を出しになる、そういうふうなことも聞いているのでございま

す。そして、これは群馬県で起こったのでございませうけれども、あんまり県庁や建設省の命令、命令というわけではないでしようけれども、認められている適正運賃というのが安くて、事実上それではやれないので、もう群馬県では、業者が一致して、しばらく県庁には砂利を納めないというふうなボイコットをした例があるように聞いております。これはたまたま群馬県の例を引きましたけれども、例の大阪の万国博覧会でもそういう話を聞いております。何か適正運賃というふうなものに對して建設省のほうでそういうような指導をやつていられませんか。

○政府委員(吉光久君) 実は、建設省でどういう御指導になつていらつしやいますか、私詳細に存じませんけれども、おそらく三割引きで引き取れとか何とかというふうな指導でなさるのではないかと、これは推察いたしますが、砂利の価格につきましては、昨年末まで大体、東京持ち込み標準価格で申しますと、一立米あたり千九百五十四円というのが、東京持ち込み標準の二十五ミリでありませうけれども、標準ものの持ち込み価格であつたわけでございますが、去年の例のダンブ取り締まり等が非常に強化されました、過積みがなくなる、あるいはスピード等についても自粛してまいるといふようなことから、砂利業界のほうから値上げの要請がございました。これは、具体的に、生コン業者あるいは建設業者というものと話し合つてそれぞれ個別的にきめてまいるわけでございますけれども、本年の三月現在におきましては、昨年の千九百五十円が二千三百円前後にまで値上げになつております。ただ、いまの交通規制の問題とからみ合ひまして、さらに自粛してまいるといふふうなことになるかと、この二千三百円ではまだ少し安過ぎるというふうな感じがいたすわけでございますけれども、結局は、需要業界、特に建設業界、あるいはまた建設業界自身に発注いたしますところの公共事業諸官庁というところの御協力をいただかなければ、砂利の適正価格を決定するのはむずかしい状況でございませうので、そ

う点につきましても、関係当局とそれぞれ連絡を密にして処理してまいりたいというふうな考へておるのが現状でございませう。

○加藤シヅエ君 私だけたくさん時間をとりましてはいけませんから、もうこれで最後の質問にいたしますが、この砂利トラックを深夜営業させるというところは、これは許されていることとございませうか。ことに砂利の運搬やなにかは、会社ではなくて、いわゆる一匹オオカミの営業をやっている人が多い。そういうところには労働基準法も何も及ばない、深夜だけをねらつて運ぶというふうな傾向が多いということを聞いておりますけれども、それはなぜかという、過積みをするにやつて少しでも利益をよけいあげよう、そのために、深夜は取り締まりが非常に手薄になるので、その深夜をねらつて運搬する、したがって疲労の原因はなだしくなつてくる、そしてそれが事故と考へますけれども、そういうような状態ではないかと考へますけれども、その深夜の営業というものは、交通取り締まりの上では、これはもう、昼間寝ていて夜勤くというふうなことをやつていても、それはやむを得ないことなんでございませうか。何か指導の方法がありますでしようか。

○政府委員(鈴木光一君) ただいまお尋ねの件につきましまして、深夜自動車運行することの制限、禁止規定はございません。ただいま御指摘になりましたように、過積みをするために深夜営業をする、自動車を運転させるといふ、そういう見方もあろうかと思ひますけれども、昼間で非常に自動車交通がふくそうしておりますので、深夜のほうで事故防止上安全だといふ観点からもやっているとと思ひます。いろいろそういうことで、深夜運搬させるといふことについての過労運転その他の問題もあろうと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、深夜運搬することについての制限禁止規定はございません。しかし、これは指導の問題でちよつと触れられましたが、指導の面で、過積みの問題は、深夜取り締まりが手薄

だから過積みをするということがあれば、これは嚴重に警告して、そういうことをさせないようにしたいと思いますが、ただ交通ふくそうしてない夜間を運ぶということについては、私どもの立場といたしましては賛意を表せざるを得ないという事情になっております。

○加藤シヅエ君 それでは、もうやめたいと思ひますけれども、最後に、内閣総理大臣官房の安全調査室長に御質問いたします。

それは、最初に私が申し上げましたように、いま私が一つの現実の例をとらえて問題を提起しようと思ひますが、いろいろの法律がこれに関係してあります。しかも、砂利の場合には、公益を少しも守ってもらえないような不備な法律、そしていろいろな種類の違ったお役所が関係しているというふうなことで、たとえば水質保全は経済企画庁のところでやられていっているやうなことになる。厚生省かしらと思うと経済企画庁のほうで水質保全法に關係していらつしやる。まことに多岐にわたつておりまして、これでは公害で泣かされてゐる人はこの窓口へ行つて、何を訴えればいいのか、全然わかりません。これは将来どのような対策を講じて、ほんとうにいろいろな種類の違った公害によって苦しんでいる人が苦情を持ち込む、それについて相談をして指導をするとか、いろいろ対策を講じてあげるといふやうな窓口としての仕事は、どのようになさるお氣持ですか。それを聞かしていただきます。

○説明員(菅川薫君) ダンプの問題につきましては、現在の交通対策本部の中に、ダンプカーの事故防止対策専門部会というものを設けておりまして、そこで、大型の積投町におきますやうな事件が起きましたときには、それに應じて政府としての総合的な対策をきめたわけでございまして、本日いろいろ御指摘になりました点、そのダンプカーの専門部会で、関係各省庁となつておりますのをそこで総合的に対策を検討していきたいと思ひますが、御指摘のやうな点につきましても、その場で最も適切な方向で対策を検討したいと思ひます。

○大倉精一君 関連してお尋ねしたいと思うのが、残念ながら、だれに何を尋ねていいかわからぬ。いまここでいろいろ言つておること、たとえばいま加藤さんの御質問は、砂利採取等による交通安全並びに公害問題だらうと思ひます。それを、この前質問した続きをやろうと思つてゐるのだが、顔をのぞくと、一体答弁できるのか。たとえば、通産省に念のためお尋ねしてみるのですけれども、砂利採取がやなくて、砂利の集積場、これは認可が要するの、許可が要するの、届け出が要するの、自由になつても集積場を持つことができるのか、それをお尋ねいたします。

○政府委員(吉光久君) 集積場そのものについて、原則といたしましては、現状は自由になつてゐると思ひます。ただし、他の法令によつて規制を受けておる、そういう土地につきましては、その法令の規制に従つてゐるやうな状態になつておるものと思ひます。

○大倉精一君 これは法律がないから無理かもしれませんけれども、いざ建設省のほうにも来てもらいますけれども、建設関係でも、民間の土木会社がやる宅地造成等の土木工事については、これは認可も許可も何にも要らぬやうな状態、これは認可も許可も何にも要らぬやうな状態、この前もお尋ねしたのであれども、たとえば砂利の集積場をつくる場合に、これは一体どこから持つてくるのか、一日何台くらいダンプカーを必要とするのか、その道路の状況はどうか、危険はないか、こういうことを、集積場を設置する場合に考えなければならぬですね。それを考慮せずに集積場をやつたのでは、そこはダンプカーが多くなつてどうするか、こう言つてみたつて、これは始まらぬことなんです。どうにもならぬことなんです。それを私は聞きたいと思ひます。今度、公害基本法をずっとめくつてみましても、事業者は事業活動による公害を防止するために必要な措置を講じなければならぬやうなものが、一体だれがこれを講ずるのか、こういうことですね。たとえば、いま建設省おられますから通産関係にお伺

いするのですけれども、砂利の大きな集積場がフリーにできたやうな場合に、これができたことによつて、公害あるいは交通安全を脅かすやうな事態が発生したといたします。そういう場合にはどうしますか。これを所管する管轄の通産省としては。

○政府委員(吉光久君) 実は、砂利の大きな集積場につきましても、私も、輸送転換とかどうとかいう意味で運輸省とも御連絡した上であつたやうなまだ検討いたしておりますけれども、現実にはいまのやうな御質問に出た問題でございまして、おそらく土産業界等でお集まりになつていらつしやるやうなふうな、そういうことが多々いふではないだらうかと思ひますが、どちらのほうでどうという問題を離れまして、抽象的な問題として、そういうふうな、何といひますか、輸送計画あるいは輸送路というふうなものについての判断なしにそういう大集積場がつくられるやうなことは、これはやはり何らかの形で押えられてしめるべき筋のものではないだらうかといふやうに考えますけれども、ただ、現実には具体的にそういう集積場そのものについて私知識がございませんので、的確な答弁にならないかと思ひますけれども、一応私の感じといたしましては、そういう感じがいたしておるのであります。

○大倉精一君 総理府にお伺ひするのですけれども、砂利の集積場の担当省庁はどこですか。これは、たとえば土産業者が集積するにしても、あるいは砂利採取業者が集積するにしても、あなた、ごらんになったことありませんか。この集積場というやつは、相当大規模な集積場がありますね。これはどこが所管するのですか。

○説明員(菅川薫君) まあ、集積場それ自体として法律で現在はおつていないのじゃないかとと思ひますが、それはたとえば道路工事の関係でそういう砂利の集積が行なわれておるとすれば、それに関する道路管理者なりあるいは建設省の関係のやうなやうな関係者が管理することになるものと思ひます。そのおのおの集積される場所

によつて、現在のところはそういう管理なりの方向に分かれております。

○大倉精一君 じゃ、鈴木さんにお尋ねしますけれども、集積場なり、あるいは大きな土木工事なり、現にそういう工事の実施あるいはその施行によつて、交通の麻痺なりあるいはその他の騒音なり、そういうのはなほだしい公害が起つておるといふ場合に、警察庁としては、どこへ、どの省庁に連絡するのですか。たとえば、砂利集積場も方々知つておりますけれども、これによつていま申し上げたやうな非常な害が起つておるといふ場合には、どの省庁、どこのお役所に警察としては連絡をするわけなんです。ただ警察だけで取り締まるということになるのですか。

○政府委員(鈴木光一君) 加藤委員からもちつてお話がございまして、先般の委員会の席上でもお話が出たわけですが、最近、いろいろなところで、砂利あるいはほか砂利の、あるいは建築現場、道路の建築現場、いろいろたくさんそういう状況が出てきております。私どもの警察の立場といたしましては、交通事故防止という観点から、そういう現場がありますれば、その現場を所轄する警察署長、さらにそれが道路交通でございしますから、非常に斤範囲にわたる場合にはその県本部におきまして、そういう大きな工事の伴う場合には、事故防止の観点から、それに対する対策を立てなければならぬわけでございまして、その際に、通例の形といたしましては、そこを出入りするダンプ業者、それから要すれば道路管理者も、それから建設省の方々も集まつていただきまして、主として警察がインシデントをとりまして座談会等を催しまして、いろいろ事故防止の対策を協議していくのが通例の形でございまして、その際にいろいろ問題点が出るわけですが、たとえば大阪の富田林であつた事例でございしますが、山奥の山砂利をとる現場がございまして、非常にたくさんダンプが出入りするやうな事態が出たわけがございまして、その際、その山の付近に部落がございまして、部落の児童が――児童のみな

らず、一般の住民もそうですが、バスがそこまで行っている。ところが、バスとダンプの交差する、必ずしも交差できないような道路であったために、途中で交差できるような施設も道路管理者にしてもらいたして、それからバスの時間帯とダンプの出入りの時間といったようなことも調節しまして、そうして対策を練ったという事例もございいます。そういうことで、現場現場に応じてそういう安全対策ということも、警察の立場から、できるだけ今後も推進してまいりたいと思っております。それぞれ御指摘のように関係官庁にわたる事項がございいます。そういう点を含んだ上で、事故防止という観点から、公害の問題はまた別の問題でございますが、事故防止という観点からは、そういう方策を警察としては従来もとってまいりましたが、今後もさらに、こういう状況でございますから、推進いたしてまいりたいというふうに考えております。

○大倉精一君 これは、残念ながら、きょうはまたこの前と同じように、総括して答えてくれる人がいないと困るのです。いまは砂利の話が出ておりますけれども、砂利ばかりではない。役所が許可する場合に、これを認可し、許可をした場合にどういう現象が起こるかということをよく調査し、検討をして、関係省庁と連絡をとって遺憾のないようにして許可をすることが必要であるというように、いまの砂利の集積とあるいは土地の造成という、フリーのことは別として、許可する場合に、そういう措置をとらないと、自分のところ、省庁だけで勝手に認可して、いろいろな現象が起こってどうにもならぬ。警察が飛んで行ったりなんかしてもどうにもならぬという現象が起こる。私はこの前も言ったけれども、これの対策は、いま言ったように、許可する出発にあたって十分調査をする、調査した結果許可する、許可したら、その後の環境、その他の周辺の変化によって、重大なといえますか、相当の公害なり、あるいは交通関係の故障が起こってきた、こういった場合には、いま鈴木さんの言っ

たことも必要でありましょうが、そうでない場合には、その発生源をストップさせる。つまり、ほかの対策を講じるまでその事業活動は待てと……。これができないければ何にもならぬとあります。か、できないければ、対策対策といったって、発生源をそのままにしておいて、そしてじゃんだンプなり騒音なりをやっておいて、そしてそれをとめようといったって、発生源が動いていれば、とまらないんですよ。ですから、そういうものをとめるにはどうすればいいか。これは総括して答弁できる人、あります。総理府、だれが答弁する。

○説明員(青川薫君) いま鈴木交通局長からもお話がありましたように、その地域地域の実情に応じて、かなり総合的に対策を講じていかなければならないと思っております。先ほど申し上げましたように、総理府においてまずその関係の総合的な観点の検討をいたしておりますので、御指摘に従って、その問題について最も有効な対策を講ずるよう今後もつとめたいと思っております。

○大倉精一君 これはまあ答弁する人がいないから、またこの前のように平行線になるんですけれども、通産省のほうにお尋ねしますけれども、砂利の集積場を例に引きましたが、この集積場によってたいへんな交通事情の悪化、あるいは騒音、そういうものが起こっているという現状があった場合に、とりあえずその場所における砂利の集積を一時とめなきゃならぬと思う。それ以外にないと思うんですが、それは、通産省、できますか。

○政府委員(吉光久君) いまの、集積場それ自身が交通事情の悪化あるいは公害等を起こしているという場合に、通産省でその集積場に対して集積することをとめることができるかどうか、こういう御質問であったかと思っております。で、先ほど総理府のほうからお答えございましたように、これは、砂利採取業者が持つておる集積場でございしますならば、いまのような事態であれば、現実的に、法令自身はございせんけれども、やはり通

産省が中に立って、とめるように努力しなければならぬというふうなケースであろうかと思うわけでございしますが、先ほど御答弁ございましたように、たとえば、道路工事のために道路管理者のほうで砂利の集積場を持つていっているというふうな場合、これはちょっと通産省の手の届かないところでございしますし、あるいはまた建設業者自身が、あるいは宅地造成なり大工事をやっております土建業者自身がそういう大集積場を持つていっている場合につきましても、ちょっと手の及ばないところでございしますが、先ほど申し上げましたように、砂利業者自身がそういう集積場を持つておるということになっておりますれば、これは当然に、私もとしましてそれに積極的に関与してまいらなければならぬところではないかというふうに考えています。

○大倉精一君 それでは、いまは砂利業者に限って御質問申し上げておりますけれども、今度は通産省で許可する問題ですね。許可するような事業といいますが、そういう場合に、その認可し許可したことによって公害が発生をしておる、こういう場合には、その許可の事業活動を一時ストップさせるということは、できるんですか。

○政府委員(吉光久君) 砂利採取業につきましては、実は許可という事項が現在まで制度としてございせんので、砂利採取業を離れまして、一般的な事項といたしましてお答え申し上げます。一般的な事項といたしまして、その法律それぞれの内容によりまして違っておりますけれども、許可可自身にある特定の害を与えました場合には、あるいは許可の取り消し、あるいはまた営業停止処分、事業停止処分等の規定を持った法律もあるわけでございします。そういう場合には、営業停止処分そのものとして処理してまいることになるかと思っております。そうでない場合につきましては、やはり一般的な行政指導として、操業自身を一定期間とめてもらうというふうな措置しかできないのではないだろうか、このように考えます。

○大倉精一君 まあ、これ以上聞いてもしかたがありませんが、これができなければ、公害防止な字に書いたためです。これは、ただ、先ほど、砂利集積場が砂利採取業者のものであればこれを事業活動を一時ストップするように努力して協力させると、こう言っておりますけれども、そう簡単に業者はうんと言いませんよ、業者は。死活問題ですから。ですから、とりわけ許可事項にかかると、役所が責任をもって認可し許可したものをちょっと待てというのは、そう簡単にできませんよ。許可というものは、そう簡単に認められない。ですから、認可し許可する前に、そういうことによってどういう状況が起こるか、判断しなければならぬ。それをやらないでしよう。場合によっては消防署とも連絡しなければならぬものがあるでしょう。連絡しなければならぬものがあるでしょう。連絡省とも連絡しなければならぬものがあるでしょう。厚生省とも連絡しなければならぬものもある。あるが、やっております。通産省は通産省オンリーの判断でやる。運輸省は運輸省オンリーの判断でやる。そこに公害が起こってくる。起こってきても、今度はストップさせることができません。まことに弱い存在と言わなければならぬが、そういう状態であるから、この公害基本法ができました。公害は防げない、それができなければ。たとえば、いまはこの基本法の中に入っておりますけれども、第三条にも事業者は協力しなければならぬというふうに書いてあるけれども、協力しなければならぬということは、たとえば、自分でやっておくことで非常に公害が起こっておる、こういった場合に、協力する方法は、その事業活動をストップすること以外ありませんよ。それができなければ死文です。これは、まあ答えてくださる人はいないと思うのですけれども、建設省においでになったようですから、いま通産省のほうにお聞きしておいたのですけれども、今度あなたの場合は、たとえば土木事業――

うなことをすべきだというような指示処分ができることになっておりますし、さらに、もっと不適

○政府委員（鈴木光一君） 御引例のような場合に、警察が大型ダンパーを全面的に通行禁止に

ども、二十万から三十万トンというふうな量が掘られておるようです。大体相模原付近に

おける岩石及び砂利採取関係の現状及び運ばれておる量というものは、以上のようなものではないかと推定いたしては、その場でございませう。

○大倉精一君 私は、その場所だけにしほってお伺いしますが、加藤先生のお尋ねになったその現場は、非常に危険なものである、あるいは何とかしなければならぬというぐあいにお考えになりますか。あるいは、いやこれはほうっておけばいいのだというぐあいにお考えになるのですか。これはどのお答えですか。

○政府委員(鈴木光一君) 先般の加藤委員が御指摘になりましたテレビ、三多摩地区というお話がございまして、私もその後調べましたところ、おそらく都下の八王子市の美山砕石場というのがございまして、そこに関連するダンプカーの運行をNHKが撮影したというふうにも私も考えておりますが、私の調査では、この美山砕石場におきましては、山の岩盤を採掘いたしまして石に砕いた砕石にいたしまして、砂利販売業者や建設業者に販売しているという実態でございまして、たゞさんの業者が関係しております。それで、お話を、何か一日に三千台ぐらいというお話でございましたが、私の調査では、ダンプカーの一日の平均往復台数は八百台ないし千二百台ということでございます。その付近におきまして交通規制もある程度実施しております。制限速度も三十キロまでに制限したのもございまして、駐車禁止をやられたということもございまして、それで、この現場に出入りする業者を集めて、先ほど申しましたように、交通安全対策の座談会を三回は開いておりまして、安全運転の励行、積載物の落下防止、計量積載を励行するようなこと、それから道路の非常に狭いところでは低速運転を励行するような指導、それから出入り業者が自主的な規制をやるようにといったようないろいろな問題点につきまして座談会を開いておる実績はございまして、おそらくこの美山砕石場の現場であらうかと存じます。

○大倉精一君 それでは、その状況は改善されましたか。現場の状況は、私がこういことを聞くのは、この委員会でも具体的な事例を指摘されて質問をされても、何にもその効果がなかった、現場において依然としてダンプがブーブーうなっているというところでは、一体国会では何をやっていくのか、かわからない。ですから、そういう点を私はこの前からずっと言っているのであって、美山砕石場ですか、そこがいわゆる砕石の、大きな石を運ぶかなにかかわりませんけれども、その事業を開始するのは、これはフリーだと思ふのですが、事業を開始するにあたって全然そういうことが考慮されておらずに始まったと思う。始まったから、いまいろいろ鈴木さんおっしゃるようなことになって座談会を開いた、なかなかこれは向こうも命がけでやっておるのだから、座談会だけではなかなかうんとやってみてやってみせよ。じゃどうするか。具体的に、公害基本法なんて高度なものをつくつてみて、こういうところ一つ始末がきくことには、どうにもならぬでしょう。担当はどこですか、これは担当は。

○政府委員(鈴木光一君) この現場で、八王子の追分というところから美山街道というのがございまして、美山の砕石場まで行っているわけでございまして、このほかに代替道路がない状況でございまして、先ほど言ったような措置は講ぜられてないわけですが、この道路につきましてのスピード規制その他は実施しているわけですが、警察の立場として改善できる余地がありますのは、実はこの付近に学校が、中学校と小学校が美山街道から入ったところにおきまして、まあ児童の通学通園時における程度の交通規制をするという程度のことではできると思いますが、それ以外に、代替道路、一方通行というふうな措置も講ぜられない立場で、基本的な対策は警察としてはとれない。付近の出入り業者、ダンプ業者にももちろんございまして、付近の住民にも呼びかけまして、両方の立場で事故防止、交通安全対策とい

うことをさらに推進してまいりたいと考えております。

○大倉精一君 これはもうやめますがね。いざ、総理がおいでになるから、総理に私はこれをきっぱりと追及しますが、念のために、皆さん方も公害基本法をお読みになっていると思うから、この際お尋ねしておきますけれども、第三条の「事業者は、その事業活動による公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する」と、こうなっている。この場合に、別段はかき通る道路もない、道も狭い、こうなった場合に、その何とかという事業者の事業活動を一応停止してもらおう、これがいわゆる協力するということなんですか、これはいよいよ協力が停止させますか。これができなければ、三条は、これはいよいよ何と言いますかね、何にもならぬ条文になりますね。念のためにひとつ伺っておきたい。これは総理にも聞きますけれども、担当者としてひとつお答えを願いたいと思ふ。

○政府委員(館林宣夫君) 公害基本法のお尋ねでございまして、厚生省からお答え申し上げます。第三条で公害対策に対します事業者の責任がうたわれておるわけでございまして。その中に、事業者は公害を起さないようにしなければならぬと書いてございまして。この基本法は、これから国が公害対策を進める上での基本方針でございまして、今日の段階では、個々の法律は必ずしもこの線に沿って十分整備されておるわけではございません。この基本法の成立を契機に、事業者も十分その趣旨によつて公害防止の責任を果たすようにするに、また国もその筋に沿って監督するように、各種の法律をそれにそえて個々の法律で規制をしてまいりたいと思ふところで、今後努力をしてまいりたい。したがって、今日の段階では、この線に沿って整備されておる面もございまして、必ずしも十分でない面もございまして、今後努力していくつもりでございまして、今

○大倉精一君 最後に、念のために申し上げておきますけれども、精神訓話だけじゃ公害は防止できませんよ。協力してください、協力させるといふ精神訓話だけでは、それで、いまのような場合に――答弁要りませんよ。いまのような場合に発生源の事業活動を一時ストップするという、これでは、現実にはストップしなければいけないんだ。それを、するようには協力しない、努力しないという精神訓話だけではだめだ。でありますから、せつかく基本法ができるような法律整備をしてもらわなければ、精神訓話だけでは、観念だけでは、公害が直らないということだけはこの際念のために申し上げて、あとは総理がおいでになつたら続いてやります。

○政府委員(館林宣夫君) 今回公害基本法でこのような基本方針をきめて、国が公害対策に取り組みます対象とした公害の種類は、大気汚染、水質汚濁防止、あるいは騒音防止、あるいは地盤沈下、悪臭の防止というように特定の、特に早急な、しかも公法上の諸種の施策を必要とするものを対象としたわけでございまして、ここにうたわれない個々の別途の公害もあるわけでございまして、それらはそれらの規制の措置を講じてまいらうというわけでございまして、お尋ねの、先ほど来交通関係に關連する諸問題がございましたものの中に、この基本法に含まれるものもあれば、基本法外の問題もございまして、それぞれその事態によりまして今後措置することになると思ふ。

○委員長(松澤兼人君) 瓜生君。○瓜生清君 時間がございませぬから、私、簡単に、少し角度を変えて交通安全の問題をお伺いしたいと思ふ。それは、最近非常に乗用車の事故というものがふえておるわけですが、これは運輸省が所管だろうと思ふ。けれども、お尋ねしたいのですが、日本シートベルト工業会というのですか、その発行しておりますものを見ますと、自動車の運転者、あるいはうしろに乗っておる同乗者が、その

○説明員（堀山健君） お答えいたします。

○瓜生清君　そうする

○説明員(堀山健君) 試

○瓜生清君　これは私正

○説明員(堀山健君)了

第十九部

○瓜生清君　そうしますと、日本の場合、これか

○説明員(堀山健君) これ

なりますと、当然欧米並みの運転状況に変わって

○瓜生清君 運輸省はもうけっこうです。

義録第二号 田四十三町 参覽

○説明員(堀山健君) た

○瓜生清君
これでやめ

○政府委員（鈴木光一君）

1

○委員長（松澤兼人君） 原田君。

○政府委員(館林宣夫君) 六月三十日の日に、富

痛い痛い病の病原の主たるものの一つのカドミウム

行なわれたわけでありませう。

○原田立君 現在及び今後のことについて調べるというふうなお話ですけれども、さきに矢追委員が指摘したように、現在その病気に罹りかけて苦しんでいる人、これはもうすでに過去にそういうカドミウム等によって痛めつけられた人なんです。それを反省して、神岡鉱山等も、ダムの建設とか、あるいはまたその他の予防措置を講じて、現在はよくなっている。こんなことは、もう前の委員会においても指摘した点なんです。ですから、いまのお話を聞いてみると、これから新たに調べるんだというふうなことでございますが、何か、とても非常に見当はずれのような感じがするわけなんです。現に痛い痛い病にかかっている人たち、その人たちの原因等々について、現地とは一体どういうふうなお話し合いをなされたのですか。

○政府委員（館林宣夫君） 痛い痛い病につきましましては、以前は栄養失調ということで扱われておったわけでございます。それが、ごく最近の調査に至りまして、カドミウムの慢性中毒が影響しているのではないかとということで、その方面の調査を、近年、厚生省、富山県あるいは文部省等の調査費によって行なっておたわけでありませう。したがって、今日の段階でそれがよくよく明らかになつたわけでありませう。もちろん、カドミウムだけではないことは、他のカドミウムを製錬する工場におきましては、そのような下流あるいはその付近に同じような患者が出ていないということから、そのほか何らかの要素があらうということ、それについても従来調査が行なわれておたわけでございます。これは、蛋白質あるいはカルシウム等の摂取が少し少な過ぎるということが影響しているのではないかとということが今日の学問上明らかになつた点であります。

そこで、そのカドミウムがどこから来たのか、日常飲んでいる井戸水等から来たのか、あるいは河川上流から流れてきたものを食物を介して摂取したのか、そのカドミウムがどこから来た

かという問題が、なお残されております。これが工場の排水であれば、すなわち公害でありませうし、そのほかのもの、そういうものでなくて、山にあるものが天然自然に水に流れてくるものであれば、公害としての処理ではない、別途の考えをもつて処理するということでありまして、そのカドミウムの由来をこれから次の新段階において調査するというところでございまして、患者の広い範囲の検診もされたような観点もあり、あるいは隠れた患者がないかということも含めて調査をするわけでありませう。今日のところ、患者は二十八名おります。なお、患者の容疑のあるものは三十三名いるわけでありませう。これらの患者はいずれも入院している状態ではなくて、それほど重い疾病の状態ではございません。特殊な治療を必要とするとか、非常に重篤な状態であるというものは一名もないわけでありませう。

○原田立君 富山県議会においてもこの問題が取り上げられ、県知事は公害であるという発言をしたと聞いております。富山県民全体がこの痛い痛い病について重大な関心を示しております。厚生省のほうにおいても、もう公害と認定していいのではないかと考えますが、いかがですか。

○政府委員（館林宣夫君） ただいま申しましたように、カドミウムが大きな原因であることは、すでに学問的に明らかになつたわけでありませう。それがどこから来たかということが、これからの研究課題でございます。現在の段階で、これがいわゆる人為的な事業活動に基づく廃液等による慢性中毒であるという断定ができる状態ではございません。

○原田立君 あまり時間がないので申し上げますが、はなはだ不満に思います。それはそれとして、痛い痛い病患者に対する医療補償等の措置は現在どんなふうに進められておりますか。

○政府委員（館林宣夫君） これは、従来は、ただいま申しましたように、特殊な地方病である、あるいは栄養失調による、ちやうど別の分野で言えは、かつてのような特殊な栄養障害のような病気

であるというところでございましたので、特にこれに対して補償とか保護とか特殊な対策が講じられていなかったのでございますが、今日の段階では、これは重金属の慢性中毒が加味したものであるということでございまして、国といたしましては、これに対して医療費の研究的な分野を持つ必要があらうかということで、本年度、先ほどの調査費を含めて二百五十万の予算をもつてこれに取り組み考えております。

○原田立君 公害基本法でも、企業の責任を明らかにし、国民の福祉を増進していくのが法の精神であると思ひます。この件については、毒性物質を流した企業もはつきりしているのだし、現実には病に呻吟し、苦しんでいる人もおります。基本法を制定する今日、このようにはつきりした公害を調査調査といつて人間をモルモット扱いにするのは国民を侮辱するものではないかと思ひます。これは、これから調査ということですが、重ねてお伺いするのです、はつきりと公害の認定をすべき段階にきているのじゃないか、こう思ふのですが、いかがですか。

○政府委員（館林宣夫君） この痛い痛い病は、発生の最もピークでありましたのは戦前の昭和十八年から終戦に至るまでの間であつたようでありませう。これは、今日までの各種の記録、あるいは昔からそこにおられる開業医の方々の発言に徴して、そういう想像ができるわけでありませう。近年においては、新しい患者の発生はほとんど見られな、こういう状況であります。また、お尋ねの神岡鉱山におきましては、昭和三十年以来、特殊な沈澱池を設けまして、廃水の処理をいたしておるわけでございます。その意味合いから、県が最近調査いたしましたところによりますと、最近の発生患者はほとんど発見できない、こういうことを言っている状況でありまして、いまから二十年前の患者の発生事例でございますので、この原因を厚生省といたしましても探求する努力をするわけでございますが、この今日の段階でそれ

が公害であるという断定は、先ほど来申し上げておるように、できないわけでございます。

○原田立君 委員長にお願いしたいと思ふんです。この痛い痛い病に關して、学者、医師または現地の代表者等々の参考人を当委員会にお呼びいただきたいと思ひますが、お取り計らいいただきたいと思ひます。

○委員長（松澤兼人君） 原田君のたゞいまの御要望につきましましては、前回も委員長理事打ち合わせ会におきましていろいろ慎重審議いたしました。重ねての御要望でございますので、後日、委員長理事打ち合わせ会で協議いたしまして、参考人を呼ぶ必要があれば呼ぶように善処いたしたいと思ひます。

本日の調査は、この程度といたします。暫時休憩いたします。

午後一時四十一分休憩

午後一時四十八分開会

○委員長（松澤兼人君） 再開いたします。

この際、交通対策に關する件について大倉君から発言を求められておりますので、これを許します。大倉君。

○大倉精一君 交通事故問題につきましては、非常に重大な問題でありますので、この特別委員会におきましては、交通事故の防止につきまして、各委員から終始きわめて熱心な質疑が行なわれまして、また貴重な御意見も数多く出されたのであります。けれども、この際、本特別委員会として、これらを取りまとめ、政府に対し善処方を要望するため決議をすべきものと思われまします。次のような決議案を提案をいたします。

交通安全対策に關する決議（案）
近年、自動車台数の激増に伴い、交通事故による被害者が逐年増加の一途を辿りつつあることは、まことに深刻かつ重大な問題である。このような事態に対処して、政府は、人命尊重の理念に徹し、交通安全を確保するため、

左に掲げる措置を総合的かつ強力に推進すべきである。

一 交通安全に関する施策を総合的かつ強力に実施するため、交通安全行政の一元化について検討すること。

二 交通安全思想の普及徹底を図るため、学校、職域、地域を通じて交通安全教育を計画的かつ組織的に実施すること。

三 通園通学路、踏切道、バス停留所等をつみやかに総点検し、危険箇所については、事故防止のため、さしあつての応急措置を講ずること。

四 道路の整備については、交通容量の増大のみならず、交通安全の確保の見地に立つて、これを推進するものとし、またトンネルの保安施設の整備について、充分配慮すること。

五 交通安全施設の整備を強力に推進するものとし、とりわけ学童幼児の安全を確保するため、通学通園路の安全施設を緊急に整備するとともに、児童遊園等安全な遊び場を確保すること。

六 信号機、道路標識等の設置及び交通の規制については、道路環境、交通量、交通の形態等を科学的に調査し、実情に適應するよう、これを実施すること。

七 踏切道の改良を強力に促進することとし、特に、立体交差化、高架化の場合における地方公共団体及び鉄道事業者の費用負担の適正化を図ること。

八 運転者の労働時間、休憩時間、給与等の労働条件については、その適正化を図るため、関係者に対する指導監督を強化すること。

九 ダンプカー等大型貨物自動車による事故を防止するため、すみやかに特段の方策を検討の上これを実施すること。

十 大規模な土建工事の施行又は砂利等の採取の許可にあつては、周辺地域の道路事情、交通状況、生活環境等を勘案の上慎重にこれを行なうこと。

また、工事の施行等により、交通事故発生

の危険が増大した場合には、建設業者等に対し、事故防止のため、必要な措置をとるよう指導すること。

十一 運転免許の申請に際しての診断書添付制度については、更にこれを実効性ある適切なものとするよう慎重に検討すること。

十二 交通警察及び陸運行政の強化を図り、交通安全の指導取締り体制を拡充整備すること。

十三 救急体制については、特に整備の遅れている地方都市に重点を置いて、これを整備拡充することとし、このため所要の助成措置を講ずること。

また、救急隊員の救護技能の向上を図るため、その指導、講習を充実すること。

十四 救急医療施設及び更生医療施設の整備拡充を推進するとともに、必要な地域に救急医療センターを設けることとし、これらの施設の整備、運営については、所要の助成措置を講ずること。なお、脳外科専門医については、極力養成人員の増加に努めること。

十五 交通事故による被害者に対して迅速かつ適正な損害賠償が行なわれるようにするため、自動車損害賠償責任保険等による損害賠償保障制度を充実するとともに、交通事故相談所の拡充等により、被害者に対する援助を強化すること。

以上提案いたします。

○委員長(松澤兼人君) 他に御発言もなければ、ただいまの大倉君提案の決議案の採決をいたします。

本決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致でございます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、総理府総務長官、運輸大臣、建設政務次官、警察庁交通局長から発言を求められておりますので、順次これを許します。総理府総務長官。

○国務大臣(塚原俊郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨に沿って十分検討し、努力いたしたいと存じております。

○委員長(松澤兼人君) 運輸大臣。

○国務大臣(大橋武夫君) 運輸省といたしましては、ただいまの御決議になりました事項につきましては、今後の行政にあたり、誠心誠意御趣旨に沿うように努力いたします。

○委員長(松澤兼人君) 建設政務次官。

○政府委員(森谷直蔵君) 建設省といたしましては、ただいま決議されました事項につきましては、最善の努力をいたしたいと考えております。

○委員長(松澤兼人君) 警察庁交通局長。

○政府委員(鈴木光一君) 警察庁といたしましては、ただいま御決議のありました事項中、警察に關連いたします問題につきましては十分尊重いたしましたして、最善の努力を尽くしたいと思っております。

○委員長(松澤兼人君) 次に、船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案を議題といたします。

本案は、前回までに質疑を終了いたしておりましたので、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思っております。

○柳田桃太郎君 私は、本法律案に対し賛成いたしますのであります。

なお、この際各派の御了承を得まして附帯決議案を提出したいと存じます。

まず、案文を朗読いたします。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、この法律の施行にあつて、次の事項について措置を講ずべきである。

一、各種廃油処理施設の設置及び整備を促進することに努め、これに必要な国庫補助金の増額及び融資に関する枠の拡大、条件の緩和等に努力すること。

二、排油規制を適用する船舶の範囲の拡大を検討すること。

三、監視にあたる船舶航空機等を整備することともに、監視に関する官民協力体制を確立して、違反船舶の監視取締の強化を図ること。

四、排油の測定機器の開発を急ぐとともに、関係者に対する啓蒙及び知識の普及に努めること。

五、船舶廃油によつて生ずる被害に対する賠償保険制度の拡充等救済制度の整備に努めること。

右決議する。

ただいまの附帯決議案の内容は、すでに質疑の段階で明らかになっておりますので、説明は省略させていただきますが、何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(松澤兼人君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました柳田君提出の附帯決議案を議題といたします。

柳田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

一

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって、柳田君の提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、運輸大臣から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。大橋運輸大臣。

○国務大臣(大橋武夫君) ただいま慎重御審議の上御議決をいただき、まことにありがとうございます。

また決議になりました附帯決議につきましては、政府といたしまして、その趣旨を十分に尊重し、その実現に努力いたしたいと存じます。

○委員長(松澤兼人君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。午後三時まで休憩いたします。

午後一時五十九分休憩

午後三時十八分開会

○委員長(松澤兼人君) ただいまから産業公害及び交通対策特別委員会を再開いたします。

公害対策基本法案(閣法第一二八号)を議題といたします。

この際、本案に対する衆議院における修正点について、修正案提出者、衆議院議員八木一男君より説明を聴取いたします。

○衆議院議員(八木一男君) 内閣提出公害対策基本法案に対する衆議院修正の趣旨について御説明申し上げます。

修正案文は、お手元に配付してありますので、その朗読は省略させていただきます。

修正の第一点は、本法の目的についてでありまして、政府原案の表現が必ずしも適切でなく、無

用の誤解と不安感を与えてきたのを是正するため、第一条を二項に分け、第一項におきまして、まず、国民の健康の保護と生活環境の保全が本法の基本目的であることを明らかにし、次いで、第二項におきまして、生活環境の保全については経済の健全な発展との調和をはかる旨を規定しようとするものであります。

なお、この修正に伴い、閣法原案第八条環境基準の規定につきましても、「考慮しなければならぬ」と「考慮するものとする」に改める字句修正を行なっております。

第二点は、国会に対する年次報告等について新たに規定しようとするものであります。これは、既存の他の基本法にならい、公害の状況と政府の施策を、毎年国会に報告または提示すべきことを政府に義務づけたものであります。

第三点は、環境基準の常時検討でありまして、環境基準について常に科学的判断が加えられ、必要な改定がなされるべき旨を規定したものであります。

第四点は、政府原案の公害にかかる被害の救済の規定のほか、公害にかかる紛争の処理について明定しようとするものであります。

すなわち、第一項におきまして、紛争が生じた場合の和解の仲介、調停、その他諸般の紛争処理を確立すること、第二項におきまして、被害の救済の円滑な実施をはかるための制度を確立すること、それぞれ規定しております。なお、第二項につきましても、被害の救済に関する最も重要な制度として、事業者の無過失損害賠償責任の制度が逐次確立されるべきものと考えます。

第五点は、国または地方公共団体が、事業者の公害防止施設の整備について、金融上、税制上等の助成をする際に、中小企業者に対しては特別の配慮がなされるべき旨を規定しようとするものであります。

第六点は、公害対策審議会を地方公共団体も置くことができることを明定しようとするものであります。今後、この規定によりまして自主的な

市民行政が活発化することを期待いたしております。以上で御説明を終わらせていただきます。

○委員長(松澤兼人君) それでは、これより質疑に入ります。

戸田菊雄君 公害基本法に対して若干質疑をしまいたしたいと思います。まず第一番目に、公害の概念について質問したいわけですが、御説明願います。

○政府委員(館林宣夫君) 通常は、公害ということは私害に対して用いられることばでございます。しかしながら、最近、行政上あるいは社会の面で公害といわれておりますものは、私害というカテゴリーに入つたものまで含めて考慮せられる。すなわち、各種の行政対策の対象として、かなり私害的性質を持ったものまで対象として含まれ、それらを含めて公害ということばが使われるわけでございます。もちろん、それがきわめて極端になりまして、隣の家の煙突の煙を、端的なものを目にして公害とは言いませんけれども、そういうものが集積いたしまして都市公害となり、あるいは発生源は一つの工場でございますけれども、その工場の被害がかなりな範囲に及び、相当な広がりになつて害を与えるというふうなもの、これは公害の対象として施策を講じていくことになつておるわけでありまして、もちろん、これは幾ら害が及ぶと申しまして、天然自然の害は、これは除くわけでございます。その原因たるものは必ず人間の活動に伴つて発生した何らかの原因というものが、人の健康あるいは動植物の生育等に影響するといふことでございまして、そのようなものを総称して公害というふうになつておるわけでありまして、

その中で、この公害基本法として特に取り上げて、この法の対象としておりますものは、第二条に述べておりますように、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭、これらのものを

特にこの公害対策基本法の施策の対象としてまいりたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

○戸田菊雄君 どうも、やはりその辺の基本的な概念がはっきりしないと、私は、いつか今回の基本法の発効についても明確を欠くというのでは、そういうところから出ておると思つております。確かに、いま局長の言われた一面も私は入つておると思つたが、この公害問題に関する資料集の中で、これは国立国会図書館の調査立法参考局で発表されたのですが、それによりますと、「公害」という用語は、イギリスの「パブリック・ニューサンス」に由来しているという学者もある、これを引用いたしました、法律的な用語としてはあえて明確にしながら次のようなことをいつておる。「特定又は不特定の工場・事業場その他の者の行為が原因となつて公衆衛生又は財産を侵害し、被害者に対し現実の健康、不便、不快、不利益の損害を与える場合に、その被害又はその事態」を指すものと解釈されている。これが大体各国で意思統一をした公害に対する法律的用語ではないかと、こういうことを言われておるのであります。こういう問題について、局長ないしは大臣、どうお考えになりますか。明確に答弁をしていただきたい。

○政府委員(館林宣夫君) いまお尋ねの解釈の点は、イギリスの「パブリック・ニューサンス」ということばの解釈でございますが、そういうことばそのものはございまして、公害というふうな広い概念でそれを包摂いたしました一つの立法として施策を講じていくというふうなことは、世界の各国まだ実施されておらないわけでありまして、今日、日本で公害と言つております広い概念の中の個々の、大気汚染、水の汚濁、騒音というふうな一つ一つのこの概念に包括せられる個々の障害を及ぼす事象、それをとらえて行政施策が行なわれ、独特の法律がつくられるというところで各言われているわけでございます。わが国が法律でわざわざ「公害基本法」というような法律で

明記し、これを包括的に公法上の規制を加えていこうという、こういう形の公害の対策をしているところは、今回わが国がしようとするのが世界初めてでございします。

○戸田菊雄君 この基本法ですね。原案の第二条であります。これに「定義」となっております。いろいろあるわけでありまして、この定義の法律用語解釈といいますが、これと概念との関係、どういふふうにお考えになっておりますか。この関係をひとつ説明していただきたい。

○政府委員(館林宣夫君) 公害という概念は、非常に極端なことを言えば、一人一人の個人によつて進んで申してもよろしいものでございします。学者によりますれば、交通戦争のようなものもやはり今日は公害である、極端な場合は災害が起ることさへ災害防備を怠ったということである。この場合には、原因は人為的ではございせんから、決してそういう概念にはなじまないわけではございしますが、人によりまして公害の解釈が違つてございします。従来、行政当局が公害として種々施策を立て、考慮してまいりました考え方は、先ほどお答え申し上げましたようなものが対象となつておるわけではございします。すなわち、何らかの人為的な原因によりまして起つた人間の健康に対する障害、あるいは動植物に対する障害でございまして、相当な広がりを持つておるものというところは、すなわち、行政施策としてこれを措置する必要がある、個人個人の単純な民法上の争いで解決するようないものというところで行政対象となつてくるわけではございします。したがって、そういうようなものはつきりしない概念で扱われておりますけれども、この法律で対象としてこの施策を適用してまいるのは、ここに掲げられてあります種類の公害に対して行なう。なぜこれだけに限つたかと申しますと、これらのものが今日最も大きな公害としての障害を与えております。また当面、特に早急にこれらに対する対策が必要であるし、また、これらのものに対して共通のこ

のような方針を定めてやるのが適當である、こういうことで、この種のものを特にこの法律による対象として定義として取り上げたわけではございまして、この定義の中に入らないから公害ではない、あるいは対策を立てないということとは別個の問題でございします。

○戸田菊雄君 第二条で取り上げられておる種類の、五種類あります。大体公害の概念から来る範囲の問題については、私は疑問は持っていないのです。やはり、通俗的に言われておるこの五種類でやいけるんじゃないか、こういう見通しは持つておるのであります。ただ、基本的な概念についての解釈、こういう問題について、だ

ぶ政府は何か一面おおいかなと云うか、オブラートにでも包んだような抜け道を考へておるのじゃないかと、そういう気持ちを持つておるの、この法律全般をながめてみますと、以下いろいろ指摘をしてまいりますけれども、そういう点について先ほど局長もちよつとお話をされたので、すけれども、結局、私害に対して公害という、そういう一つの用語の適用という、そういうものも出てくるのであります。これは、局長も言われたように、その私害といえども私は公害の範疇に入るものだ。確かに最近各地方におきましても、工場誘致とか、そういうものがどんどんやられておる。そういう場合、その工場誘致によつていろいろ公害というものが発生するのであります。その原因を探つていけば、当然私害と

思われるような問題についても、やはり公害の範疇に入れた総体的な処置をするのが私は適當ではないか。このことは、結局、追つていくと、概念がはつきりしない、いざ救済とか、そういういろいろな諸問題が起きた場合に、解決する場合に、どうも政府の意欲的な積極的な政策というものが打ち出されないう心配が一面隠されておるのじゃないか。こういうことを私は危惧するのでありますけれども、そういう意味合いにおいて、やはり何といつても、一つは民法上処理でき

る、こういうものは明らかに私害だ。さらに行政上措置しなければいけないのが公害だ。しかも、私害というものはそういう関連性を持つてやられていくわけでありまして、当然公害の範疇に入る、総体的にはそういう公害全般において政府は責任を持つておるというのが一面統一をさういふ形において公害というものを一面統一をされて、以下、この法律の適用なり今後の運用なり、こういうものがやられていかなければ私は完全な運用というものが、法律というものが生きていかない、こういうふうにお考えをわけてあります。そういう総体的な問題についてどう一体お考えであるか。

○政府委員(館林宣夫君) たとえば、騒音を例にとりましても、隣のうちのラジオが非常に大きいというふうな単純なものでございします。騒音としましては、軽犯罪法の法律の取り締まりなり、あるいは問題によりましては民法上の損害賠償という事例も起るかもしれませんが、とにかく、そういう単純な処理で片づくものがあるわけではございします。これが建築騒音でありまして、発生する場所がなるほど一つの事業所、一つの建築場所でもございまして、影響するところはきわめて広範であり、多数の住民が共通にはなはだしい障害を受けるというところでございします。当然これは公害の対策の一環として措置していく必要があるわけではございまして、その点は御指摘のとおりでございします。

○戸田菊雄君 そういう概念の上に立つとすれば、まず第一に考えられなければならないのは、私はこの公害行政の一元化問題だろうと思つておる。少なくとも、私がいま理解することにおいて約十一の各省が関係をしておるわけでありまして、ですから、それぞれ官庁のなわ張り争いでいろいろ問題がありまして、これが一元化されておるならば、スムーズに、完ぺきに、早期にそれらの問題の解決に乗り出したり、調査をしたり、いろいろな諸作業というものができると、これは、いろいろなことがいま各省にま

たがっておりますために、そういう迅速な諸作業というものができないか、こうなつておる。こういう問題について、大臣は、今後こういふ法律を運用し、適用し、生かしていくという立場からすれば、どういふふうにお考えの一元化の問題について取り組んでいくか、この問題について大臣の答弁を願ひたい。

○国務大臣(坊秀男君) 御案内のとおり、この公害というものが、先ほど概念についての議論もございしましたが、まことに広範多岐なものでございまして、これを行政官庁の所官別に考えてみましても、御指摘のとおり、十数省庁にまたがっておる。たとえば都市公害を一つとてまいりましても、その都市公害の発生原因が一体この役所がこれを所管しておるかということ数を数えてみますと、あるいは通産省があり、あるいは建設省があり、あるいは運輸省があり、それにまた厚生省がからんでおるといふように、たとえば一つの交通に対する公害といったようなものを考えてみましても、まことに多岐でございします。各省庁の分野に属する、行政に属するといつたようなこととが、この公害の特徴だと思つておる。したがって、この公害に対する措置、公害の防止といったようなことにつきましては、各分野における省庁がほんとうにこれに取り組んでいかなければ、一つの役所ではどうにもならない。こういう事態でありまして、この面から申しますと、この公害に対する措置といふものは非常に分かれて、いろいろな方面からこれを措置していかなければならぬという面が一つございします。しかしながら、それだけにまかしておいたのでは、これは非常に措置が分離分散されるというふうなことがございします。一面においては各分野から、極力、この公害、この公害については措置を考へてもらふとともに、他面におきましては、これを統一総括してまいらなければならぬという面が一つございします。そのような考え方を、両面からこれをどう措置していくかというのを考へまして、これを統一していくのが、すなわち、各省庁がやっ

くのであるけれども、それでは分断されるというので、そこで一つのその統合機関と申しますか、統一機関と申しますか、他の面からこの各省庁の長が相集まりまして、そうして一つの会議体というものををつくる、そうしてこの上に総理大臣が長となってこれを司会していくということが、私は公害を防止し、公害の対策を立てていくのに、最もこの一元化をしていく方法であらうと、かように考えまして、法案におきましては、ごらんのとおり、公害対策会議というものををつくったわけでございます。

○戸田菊雄君 非常にいろいろ大臣が強調されるのですけれども、中身がないと思いますね。どういふものの構想をもってこれらの法律を今後一体実施をしていくのかということになると、中身がない。かつて鈴木厚生大臣の当時に、厚生省の案として公害行政委員会をひとつつくろうじやないかという具体的な案があったのです。しかし、これは各省庁のよってたかつての袋だたきにあいまして、これが消滅しておるのですね。もう一つは、その際に、鈴木前厚相は、この公害行政一元化の必要性から行政機構を設置する、こういうことを明確に責任ある場でもって公害をいたしておる。一体、いまの坊厚生大臣は、こういう構想を、今後つくる意思があるのかないのか。そういうものに一元化というものを求めながら運用というものを充実させていく、こういう考え方はないのかどうか、その辺を明確にお聞かせ願いたい。

○國務大臣(坊秀男君) 私は、ただいまの考え方
 といしましては、先ほど御答弁申し上げまし
 た、一面においてはそれぞれの専門分野におい
 て大いに力を入れてもらうということ、他の分
 野からはこれを統一的総括的に指導していく、こ
 ういう両面からも、ただいまの公害対策会議とい
 うものが最も適切な考え方ではないかと、かよう
 に考えておりますので、今日ただいまのところは、
 ひとつその委員会といったような、行政何とか
 いったようなことは、私は今日考えておりませ
 せん。

○戸田菊雄君 前の大臣の回答の中に、これは衆議院の公書対策基本法案の審議のときの質疑に対する大臣の御答弁であります、これによりますと、今後の主管庁は、大臣はだれかということに對して、厚生大臣、と……。で、いまの厚生大臣の御答弁によりますと、総理を頂点に置いてやつたほうがいいじゃないか、こうなりますと、いまの公書基本法から来る主管庁の責任大臣と、いま大臣がおっしゃられたこの基本法の運営について今後充実強化していくためには内閣総理大臣を長として、と、たいへんここに行き違いがあると思うのですね。これは一体どういう考え方に基いてそういうことになったのか、これが一点であります。

それからもう一つは、いま大臣がおっしゃられたようなことでは、ほんとうに私は、この公害基本法をつくって、これからそういう公害で悩まされ、国民の健康、環境、こういうものを整備をして、よくしていくということにはならないと思うのです。だから、ほんとうに魂を入れていくためには、過去、これは何回かやって、もう基本法というものはつくられておるわけですね。たとえば農業基本法というものがつくられた。しかし、そのものにおいて結果は農業の零細農家の切り捨てにいつている、逆に、ほんとうは、中小企業基本法というものがつくられた。しかし、中小企業が歩いて見たら、結局、毎月毎月その倒産の数がふえて来ている。こういう事態に追い込まれてきている。だから、ほんとうに国民が理解をし、期待

をするような、そういう基本法というものをつくっていくかなければいけないと思うのでありますが、そういうことになれば、いま言った運営処理上欠かせない一元化等の問題については重要な問題だと私は考えるのであります。そこをやはり掘り下げて考えていかないと、今後、農基法やあるいは中小企業基本法と同じような結果というものを招来するのではないか、こういう心配が非常に危惧されるのであります。そういう問題も含めて、大臣の回答をお願いしたいと思います。

【國務大臣(坊秀男君)】 公害を処理していくべき最高の機関と申しますか、これの衝に当たる最高の機関は、これが公害対策会議であるということでは、公害基本法ではっきりとうたっているわけではございます。しこうして、その公害対策会議というものは総理府に設置する、こういうことに相なります。総理府に設置する、こういうことになつておりますから、総理府の一番の責任者と申しますか、これは総理大臣であることはもとより申すまでもないことでございますから、そこで、公害対策会議の主管というものは、これは明らかに総理大臣である。しかしながら、公害基本法の所は厚生大臣だということに、これは閣議了解のもとに厚生大臣ということに相なつておるのでござ

いまして、したがいまして、さような意味におきまして厚生大臣がこれを所管しておる。だから、公害対策会議というものは、これは総理大臣の所管である。しかし、その対策会議の庶務につきましては厚生省の環境衛生局がこれをやっていく、そういうことに相なっておりますから、この限におきましては、その庶務は厚生省の環境衛生局でございますから、その環境衛生局に対しまして、何と申しますか、指導と申しますか、監督と申しますか、これは厚生大臣が持っておる、こういうことに解釈されるであろうと思います。それで、そういった機構のもとはこれはうまくいぬのじゃないか、こういうお話でございますけれども、一つの公害を取り上げてみましても、たとえば自動車から公害が発生するという場合に、れはどうしてもその自動車の、何と申します

「機械と申しますか、設備と申しますか、そういったようなものを、これができるだけ公害を出ないようにしていくということは、これは私は産省だと思います。ところが、その自動車を幾よくいたしましたが、やはり排気ガスが出る。の排気量が少なくても、数が多ければ非常に公害を発生する、というようなことはこれは建設省道路計画といったような、道路が十分整備されないといけないといったようなことで、自動の公害一つをとってみましても、いろんな役所

が關係しておるといったようなことから考えてみまして、それをたとへば、建設省から、あるいは通産省から、あるいは厚生省から人間を出しまして、そうして異質の者が集まつたところの機関、そういったようなものをつくつてこれを処理していくということよりも、むしろ、公害対策会議といったところで、各省庁のほんとうの責任者であり、これを主管しておる大臣がそこへ行きまして、一つの会議体の一員として参加いたしました、そうして相談をする。しかも、それに総理大臣がこれを主宰するという行き方のほうが私は実効をあげるのではないか、かように考えておる次第でございます。

○戸田菊雄君 どうも私は、話を聞いておりますと、大臣はほんとうにこの基本法の発足にあたって、公害というものの発生防止、その他発生した場合の救済措置を真剣にやろうという、そういう筋道のお話が聞けないですね。そういう、いま各省にゆだねたようなかっこうでやってまいっておるから、結果的には、いま公害というものが各所に発生しておるのだと思う。そうして、そういう事態というものが、いま公害基本法の第二条で、五種類でもって、たとえば大気汚染であるとか、水質の汚濁であるとか、騒音、振動、地盤の下下、こういうことになってきているのです。そういうものを公害だと称して、これに対する具体的な対策をとらなければいけないというのでありますから、しかば大気汚染はどういうところから発生するのか。これはやはり、専門的にその発

生要因を探究し、これらの問題をなくする措置というものをとっていかねければならないと思う。各省にまかしてやっているところで、いまこういう状況に來ている。だから、それは確かに一酸化炭素がタクシーの排気ガスとして出てきて、それが公害、こういう場合に、運輸省としては、車の増車やあるいは生産部面や、あるいは動かすことにつきまして、そういうことについては非常に一生懸命取り組みますけれども、この公害を出すところの排気ガス、一酸化炭素等についての公害防

止については、最近は非常に熱意を入れてきてい
るようでありますが、しかし、そういうところに
主点があるのではなくて、むしろ車を動かすこと
に重点がかかっている。だから、そういうものを
チェックする意味合いにおいて、公害基本法とい
うものによって一つの一元化された機構でもって
これに対処していくということにならないと、私
は、なかなか思うとおりの公害防止策というもの
は出てこない、こういうように考えますから、結
局、大臣としても一元化がとれるならば私はそれ
に越したことはないのじゃないかと、こう思うの
ですがね、正直に。それが、各省のなわ張り争い
やなかでむずかしい。結局、それは無理押しし
ないで、現状に迎合するといいますが、そういう
状態じゃないかと思うのですが、この点どうです
か。もう一回ひとつお聞かせ願いたい。

○国務大臣(坊秀男君) 一つのそういった公害
を、たとえば大気汚染でも、あるいは水質汚濁で
も、これを公害対策会議で取り上げまして、そう
しますと、そこへ出席いたしております、たと
えばいま御指摘になりました運輸省あるいは通
産省——運輸大臣のほうでは、自分のほうでい
かに少なくしようとしても自動車の一酸化炭素の有
毒ガスを排気することをあまりしないようにやっ
てもらわなければ困るじゃないか、また運輸大臣
に對しましては通産大臣のほうから、これは自分
のほうでいかにやっても建設省において道路計画
といったようなものをもっとやってもらわなけ
ればとても実効を期することができないじゃな
いかと、お互いにそこである議論をや、注
文をや、そういうようなことをやって、しこ
うしてその上に総理大臣がおりまして、これを指導
し、判定していくという行き方が、その生き方
が、生まれた赤ん坊の赤ん坊であると、これは生ま
れたままの赤ん坊のような時代におきましては、
これは直ちに実効を上げることがはむずかし
いのではないかと思ひますけれども、これをりっ
ぱに育て、これを運営していくということには、そ
んなに時間がかからないで、この会議体によりま

して私は実効を期していくことができる、かよ
うにいまのところは考えておるのでございます。
○戸田菊雄君 どうも大臣の答弁は的はずれだと
思うのですよ。私の端的に聞いているのは、一元
化の必要があるかないかということです、結論
は、それについて、あとでひとつ答弁をしていた
だきたいと思ひます。

それから、衆議院で大臣が答えられておるの
ですが、要約すると、今後の運営措置で、機構とし
て設けられるのは、この主管庁は厚生省、そして
会議の招集権限は総務長官、そしてその庶務は厚
生省でやる、こういう運営措置で、はたしてうま
くいきますかどうか、これをちょっと……。これ
は厚生大臣が答えているのです。対策会議の所
管は総理府総務長官で、その庶務は厚生省でや
る、こういうことなんです。会議の招集は総務長
官なんです。しかし、その庶務をやるのは、扱う
のは、一切準備をしりなにかするの、あるいは
は議事録をとったり、あるいは残務整理をやった
り、こういうことは全部厚生省だ、主管庁は厚生
省だ、一体こういうことで、よい運営措置ができ
ると思うのですか、どうですか、具体的に。

○政府委員(館林宣夫君) 公害対策が進まないこ
との原因の一つは、所管が分かれておる、先ほど
も加藤委員から、公害問題が起った場合に、ど
こへ持っていくかという問題が多い、一つの事
例をとらえても、関係省が非常に多いという御指
摘があったことはそのとおりでございます。確
かにそのものの立場からいえば、公害の窓口その
ものが今日ままだまっておらない、どこに持って
いったらいいかわからないという実情でございま
すし、公害の解決も各省庁に分かれておることは
事実でございます。で、公害対策を強力に進めるに
は、これを何とかして解決しなければならぬ、こ
れも御指摘のとおりでございます。厚生省におき
ましても、これは一つの行政委員会、強力な行政
委員会として、国家行政組織法の第三条のような
強力な機関、公害対策委員会というようなものが
適当であろうかと考えて、厚生省の試案にはその

ような案を組み込んでおいたわけであります。
その後、この試案をもとにしまして関係各省い
ろいろ検討したわけでございますが、先ほど来大
臣から御答弁申し上げておりますように、公害
の、たとえば大原の交差点で非常に自動車の一
酸化炭素が多いという問題そのもの解決も、自動
車を直すことだけではなくて、あそこを立体交差
にしなければならぬ、立体交差にする
となれば、これはまさに建設省、それから交通取
り締まりも必要である、これは警察庁である。そ
のそれぞれの省庁から公害という部分だけを引
こ抜いて一つ一つの場所にとめてみたところ
で、なかなかうまくいくものではない。たとえば
下水道にいたしましても、公害に關係のある下水
だけを一方所に引き抜いてくるということでは、
どうも下水道行政もなかなかうまくいかないとい
うことで、それよりはむしろ、それぞれの行政の
最高責任者が集まって方針をきめたらどうだろ
う、それが公害対策会議である。いま一つは、今
度、公害集中地域に對しては特別な公害施策を集
中のにやる、特別対策をやる、その特別対策もこ
の大臣ベースの会議にかけてきめる、そこで最高
方針がきまったら、その方針に従って各省がそれ
ぞれの分野の仕事をつまみとってという事で、
こういうことが一番いいのではないかと、こうい
うことが一番いいのではないかと、こうい
うことをきめていく、総理がそれを司会する、こうい
うことについて十分促進されるというか、あるいは
お尋ねのような別個の公害だけをつかさどる行政
庁をつくるのが適当であるかという事は、論
議としては残るわけでございまして、私どもとし
ては、すなわち政府としましては、この対策会議
の形で公害対策を強力に進めたいし、各大臣もそ
の強い決意であるし、総理もこれを強く推進す
る、こういう決意であるということでございます
よ、お尋ねのような御意見も十分あり得ると、か
ように思ひます。

○大倉精一君 関連して……。

この論議を聞いておりますと、各省庁の責任
者が集まってやるのだから効果があるとおっしゃ
るが、私は逆に、そういう責任者が集まっておる
から、この問題に關する限りは効果がでない、こ
ういう考えを持っているのです。きょう午前中、大
臣おいでにならなかったのですけれども、いろい
ろ質問しても、總括的に答える人がいない。いな
いのですよ。これが実態なんです。それで、まず私
は、なぜ責任者が集まらなかったかという点、いま
いうことを考えるかという事は、今度の基本法
をつくるときに、過程において、いわゆる一番問
題になった経済の発展との調和という問題がある
のですけれども、これは相当のいきさつがあつて
こういうものが入ったと思うのです。端的にお
伺いするのですが、ひとつ率直に答えてもらいた
いが、この経済との調和という言葉を強く主張
した省庁はどこですか。そうして、その真意はど
ういう真意であつたか、それをひとつお聞かせ願
いたい。

○国務大臣(坊秀男君) 率直に申し上げますが、
「経済の健全な発展との調和」という文言でござ
います。これはすでに何回か、総理府に設けら
れました連絡会議で折衝いたしまして、そうして
でき上がったものでございまして、何大臣がこれ
を強く主張したとか何とかという事ではござ
いません。この経済健全なる発展との調和とい
うものが、いやしくもこれが、健康だ、生命だとい
うものに対して調和をしなければならぬとい
うものな制約がついておるということであるなら
ば、私も強く閣議の席上でこれに對し反駁をした
のでございまして、この条項というものは、
は、そうでなくして、一歩進めて、生活環境とい
うものをよくしていく、そのためには、経済の發
展と調和をさしていかなければならぬ、こういう
ような趣旨でございまして、これに對しま
して私も別に反駁の必要はない、ただ生命に關係
があるということであるならば断固としてこれは
反対をしたわけでございまして、特にこれが大き
く

な議論になったということは、私は記憶いたして
おりません。

○大倉精一君　こういうことは、審議の条件として非常に重要な問題でありますから、正直にずばりと答えてもらわぬとぐあいが悪いので、一応私には、新聞やその他に書いていること、人の言っていることを、そうだというぐあいに解釈をしておりますが、何も経済の発展なんていうことは法律の法文に書く必要はないんであつて、それは本来ならば、これは基本法でありますから、これから何年かかるかわからぬが、個々の具体的な立法措置をしなきゃならぬ、具体的な措置をしなきゃならぬ、この措置をする段階において産業と経済の發展調和ということを考えるべきであつて、法文に書くべきじゃないと思う。そこで、通産省なり運輸省あたりがどうしても経済の何とかいうのを入れろということで相当すつたもんだしたということを聞いておりますが、これがほんとうだとすれば、たとえば、まあ環境基準の決定を具体的にしなきゃなりません、これはまあ大体いまの法律の中でやっていかれると思う。そうすれば、たとえば大気の汚染については、ばい煙規制法というものがある。ばい煙規制法というものは、通産省と厚生省との共管です。ね。実際は環境の基準をつくるということが大事であつて、通産と厚生と、いわゆる経済の云々ということで大いに議論した両省が共管しておる中で基準をつくるというものでしょう。ここに非常に大きな問題がある。ですから、通産省だ何だの代表選手じゃなく、いま戸田君の言つておるように、公害庁でくても何でもいいんですけれども、中央に一元的な機関をつくるべきだ、そうしなければ各省庁の主張なりあるいは壁というのは解けない。あんたもおっしゃつたように、氣象庁からも責任者が出てきておるから、よけいにややこしくなるんですよ。それを戸田君が言つてゐるのだと思う。

そこで、もう一点聞きますけれども、総理大臣の諮問機関というのは方々にあるんですけれども、総理大臣の諮問機関の答申については政府は

どういふ考えを持っておられるのですか。尊重されるんですか。そういうことをまずひとつ基本的な問題について聞きたい。

○(国務大臣 坊秀男君) 諮問機関の意見なり、諮問機関の答申というものは、これはでき得る限り尊重していくというのがたてまえてございます。

○大倉精一君　そうならなければならぬと思うのですけれども、総理大臣の諮問機関である社会保障制度審議会、これが答申しておる中に、ちょうどいま戸田君の言っておるとおりのことを言っておるのですね。つまり「このままでは、現行法制からくる制約や産業界からの要請もあって、基本法がほとんど実効を上げえないおそれがある。」――

あと途中抜かしまして、「まず公害行政の一元化につき責任をもつ中央機構を設置し、各種公害に對する個々の法律を作るとともに、それらを一つの体系として統一整備しなければならぬ。」と云っている。しかも、あなたのおっしゃるところの何とか会議というものをつくつてみたところが、法的の拘束力はありませんよ。ですから、総理大臣のつくつた諮問機関がこういう答申をし、こういう意見を述べておるのですが、政府は全くこれを無視しておるじゃありませんか。戸田君が言つておるとおりのことを諮問機関が答申しておるじゃありませんか。これはどう思いますか。

でございますから、できるだけこれは尊重してまいるつもりでございますが、ただいまの公害行政の一元化についての中央機構というものは、私どもといたしましては、この公害対策会議というものがある、これが一元化された機構である、こういうふうに考えておるわけでございます。

○大倉精一君 それは大臣ごまかしですよ、あなた。會議なんというのは機構じゃありませんよ。そこで、まあそういう意見は一応省いて、関連質問です。それから端的にお伺いするが、この意見は賛成ですか、反対ですか。尊重ということ是非常に便宜利なことばですね。賛成ですか、反対ですか、政府はこれに對して。

○国務大臣(坊秀男) 反対が賛成かと言うて詰められますと、これはいろいろな項目、条目について少し考えてみなければ、いかに尊重したいしますとしても、全面的にこれをうのみにすることが必ずしも尊重ではない。私は、御意見に対してまして慎重にこれを検討するというのがすなわち尊重であろうと……。大内先生は私も尊敬する方でございますけれども、公人の大内会長が制度審議会においておきめになったということは、それだから、大内先生の制度審議会でおきめになったのだから、それはもうそっくりそのままのみにする、これは必ずしも私は尊重でないと思います。

だから私は、おきめいただいたことは慎重に検討いたしましたして、その御意見の中ででき得るだけこれを取り入れていくということが私は尊重だと思ひます。

○大倉精一君　これはもう何べん聞いても同じだろうと思うのです。尊重とか前向きということばがはやるのですがね。あまりそういう形容詞は使わぬようにしてください。ですから、いまあなたの方で、この意見は検討をすると、いわゆる答申なり意見書というものは検討をするとおっしゃるから、まあ検討なさることだと、私はそう解釈しましょう。

先般も、この委員会において、交通安全について松平長官に対しまして、交通戦争ということとは

司令官がいなければできないじゃないか、交通安全庁をつくつたらどうか、考えておきましょうと、こうおっしゃったが、これと同じでありまして、こういうものはほんとうに司令官がいなければだめだ。きょうも午前中やって、そしてある一つの事業活動において公害が発生しておる、この事業活動を一応ストップしなければこの公害対策はできない、だれがストップするのだと、だれも返答がない。でありますから、いま戸田君が言つたように、そういうようなものをきちんと構成的なために、あるいは司令部を置くために一元化する機構をつくれ——あなたは閣僚会議のあれが機構だとおっしゃるけれども、これはごまかしだ。ですから、これはひとつ検討してください。

○戸田菊雄君　どうも私は、局長が言われることと大臣の言うことに、若干の問題ではそこがあら、開きがあると思う。局長は、私の言つた一元化の方向が一つの論理としてはある、しかし、いま法案として政府が提案しておる、そういう方向もある、こういうことである。大臣はその点については明確な答弁をやつてないのですね。ですから、先ほど聞きましたけれども、一元化の必要があるのかないのか、もう一回これをひとつお答えを願いたい。

それからもう一つは、衆議院の特別委員会の中で、橋本公害課長がこういうことを言っておるのです。これを読むと長くなりますから読みませんが、私が要約いたしますと、こういうことだ。主管大臣は厚生大臣、各省の關係あるものはそれぞれの大臣が並列に並ぶ、そうして会議の招集は総務長官、その庶務は結局厚生省である、そうしててなお合議体制というのをとつて事務局体制をとつていくということ、こんな複雑な機構で、今後の公害対策に一体政府が熱意をもつてやれるか、あるいは円滑なる業務遂行というものができるかどうかということについて、私は非常に疑念を抱くのです。一体そういう機構と運営でうまくいけると思いますか。大臣どうですか、その点は。

○國務大臣(坊秀男君)　先ほど申し上げましたた

だ。ですから、これはひとつ検討してくださいよ。

○戸田菊雄君　どうも私は、局長が言われることと大臣の言うことに、若干この問題ではそごがある、開きがあると思う。局長は、私の言った一元化の方向が一つの論理としてはある、しかし、いま法案として政府が提案しておる、そういう方向もある、こういうことである。大臣はその点については明確な答弁をやってないのですね。ですから、先ほど聞きましたけれども、一元化の必要があるのかないのか、もう一回これをひとつお答えを願いたい。

それからもう一つは、衆議院の特別委員会の中で、橋本公書課長がこういうことを言っておるのですよ。これを読むと長くなりますから読みませんが、私が要約いたしますと、こういうことだ。主管大臣は厚生大臣、各省の關係あるものはそれぞれの大臣が並列に並ぶ、そうして会議の招集は総務長官、その庶務は結局厚生省である、そうしてなお合議体制というものをとって事務局体制をとっていくということ、こんな複雑な機構で、今後の公害対策に一体政府が熱意をもつてやれるか、あるいは円滑なる業務遂行というものができるかどうかということについて、私は非常に疑念を抱くのです。一体そういう機構と運営でうまくいけると思いますか。大臣どうですか、その点は。

○国務大臣(坊秀男君) 先ほども申し上げました

とあり、実際、公害対策会議において基本方針を検討しきめていくという事は、総理大臣を長とする公害対策会議、その庶務をやっていくという事は、総理府にはそういったような、何と申しますか、機構、これがない。そこで、この法律を主管いたしております厚生大臣のものと環境衛生局が庶務をやっていく。こういうような仕組みでございまして、私は、こういったような行政上の組織が、ちゃんと私のいまの頭の中には、具体的に何々があるという事を申し上げる知識もございせんけれども、そういったような仕組みで今日やってきておられるような機構と申しますか、仕組みと申しますか、それもあるように私は思うのでございまして、そういうことになっておるからこれはうまくいかぬのじゃないか—それは初めてのことでございまして、公害基本法というものは世界にも類例のない、それに取り組むものでございまして、そういうような意味におきまして、しよばなから何らの遺憾なく支障なくやっていける、というような大言壮語は私はいしたしせんけれども、こういう仕組みだからいけないというふうには私は考えないのであります。

○戸田菊夫君 一カ所にとどまっているわけにもまいりませんので、時間もありませんから先へ急ぎますが、いま大倉委員への答弁で、大臣が答申からは後退はしていない、こういうことを言われているのですが、これは六月の二十二日の各新聞に、答申後退はいかぬという政府への異例の意見書ということで、大内兵衛会長が意見書というものを政府に対して提出をいたしております。意見書の内容を見ますと、おおむね三項目であります。その第一項に、予防対策や被害者に対する救済措置体制を確立させるべきだ。二は、公害の種類によっては無過失責任を負わせるようにすべきだというようなこと、それからいまの一元化の問題、こういうことを具体的に意見書として政府に申し入れている。こういうことがあるのであります。これが事実だとすれば、私は明らかに、基本法全体をながめてみまして、政府の今回

の公害基本法というものは答申案より数段後退している、こういうふうな率直に見るのが私は至当じゃないかと思いますが、この辺はどうですか。

○国務大臣(坊秀男君) 御承知のとおり、この公害基本法を策定するにあたりましては、内閣の連絡会議にかけまして、それに関係のある各省庁等の関係者が出てまいりまして、そうして論議に論議を重ねた結果策定されたのでございまして、その過程におきましては、いろいろそれは調整は行なわれたのでございまして、原案に比べて非常にこれが後退したというようには私は考えていないのでございまして。

○戸田菊雄君 じゃ、具体的に質問をしてみたいと思うのですが、通産省並びに財界が主張している公害の定義、こういうものについて、いまこの法案から除去されておりますが、私は、陰でそういう精神支配があるんじゃないかというふうなところを、そういう意味合いから質問するのであります。加害者も被害者も不特定多数だと当初は言っておいた。この公害の加害者、被害者はいずれも私は特定のものであると考える。これは、たとえば自動車の排気ガス問題を一つ考えてみても、自動車という特定の機械、これは不特定ではないと思う。それから亜硫酸ガスについても、排出するのはその工場、こういうところにあると思う。明らかに特定だと思ふ。さらに被害者の場合を考えてみても、健康がおかされたという規定すれば、これは特定のものに限定される。こういうことになれば、私は、不特定というのではなく、特定という存在が明らかだと思ふ。そういうことに基いて公害が起り被害者が発生する、こういう状態になってくると思ふ。だから、いまの世界保健機構、WHOでは、こういう不特定というところの使っておらないのです。明らかに特定と言っているんですね。こういうことから推してみても、世界的なものの考えの標準というものはそこについているのであります。もしそういうものが大臣や局長の考えにあるとすれば、今回の公害基本法というものは、いわば全く

骨抜きになっている、無過失責任体制の中において明らかに骨抜きになっている。そういう意味合いにおいて、どうお考えになりますか。

○国務大臣(坊秀男君) たいへんむずかしい問題でございまして、一体、公害というものを考えたとき、たとえば大原町におきまして公害を受けた、私が大原町を通過して、そうしてそこで長い間自動車をとめられて、非常に長時間にわたって悪い空気を吸ったから、そこで私が障害を受けたと、こういうことになってまいりますと、坊秀男というのはまさにこれは特定の人間でございまして、これは特定でございまして。だがしかし、それは公害というものが発生しておる地域という所にたまたま坊秀男が参りまして、そして障害を受けたというところでございまして。でも、もしも、この特定の坊秀男でございまして、何か自動車に乗ってそれが公害を発生するまで自動車が集積していくということになってまいりますと、これは特定の自動車ということにあらずして、相当不特定多数の自動車、一つ一つではまだ、公害を発生しない人を障害するところまではいっていきないうけれども、それがだんだんと量的にふえていくと、何と申しますか、質的に非常に悪いガスを数にふって出すという、何と申しますか、転換が行なわれるというふうなことで、私はその公害というものを、先ほども一体公害の概念というのはいくつかあるというふうなお話もございまして、決して私は学者でも何でもございせんから、これは定説だとか確定的なものだと主張するわけではございせんけれども、一般に公害という概念を考へて見ますと、やっぱり公害というものは、障害を受けるほうも不特定多数であり、相当不特定で広い地域の人々が障害を受ける、被害者の側からいいます。加害者の上からいいますと、これは、あるいは自動車である、あるいは工場であるといったようなものが加害者の立場においてやっぱ不特定多数であろう、私は、公害のほんとうの——ほんとうの申しますか、概念を抽象的に申しますと、そうであろうと思うのです。と

ころがしかし、公害を除去していく、公害を防止していく、こういったような立場から申しますと、私は、加害者は、たとえ不特定多数でない、あるいは一人である、あるいは一つの会社であるといったような場合にでも、その会社なり一人の人間が、その工場なりが、非常に不特定多数の地域、不特定多数の人たちに障害を与えたというところであるならば、これは公害を除去する、こういう立場から申しますと、その会社なり、たとえ一つであろうとも、その会社に対して、この公害基本法による、何と申しますか、責務と申しますか、そういったようなものを規定していかねれば、公害の防止ということには私は困難であろう、だから公害基本法において公害と規定しておるのは、第二条に何と何と何というふうなことを書いてございまして、公害の概念は抽象的に言えませんが加害者も被害者も不特定多数であろうと思ひますけれども、公害を防止する、この法律にひいては公害を防止する、こういう立場から言いますならば、加害者必ずしも不特定多数でなくとも、この公害基本法によって、これによって責務を負わしていくといったような必要があるのじゃないか、かように考えます。

○戸田菊雄君 当初、厚生省案というものは、非常に私は一定の筋を貫いておったと思うんですが、いわゆる無過失責任制をとった。ところが、一方で、審議会がそういうことを主張して進行してきた、あるいは厚生省もそういう考え方で固まりつつあったというところになりましたら、経団連会長の石坂さんが、こういうことを政府に対して意見具申をした、公害をおそれるあまり産業振興を忘れることは許されぬ、公害発生責任は企業側にあるが、その一切を企業に押しつけるのは誤りだ、こういうことを言われてから、急に無過失責任制というものの後退していった、こういう声が事実あるものでありますけれども、その辺は、財界に押されて、厚生省はせっかかない案を考えつつあったのだけれども、そういう財界の押しに

よって後退してしまつた、こういうことはないんですか。大臣どうですか。

○政府委員 館林宣夫君 公害審議会の中間報告にはことにそれが明瞭に出ておりますが、最終答申においても無過失賠償責任の思想が出ておるわけでありまして、厚生省が公害基本法のもとになる試案をつくり出す場合に、この無過失賠償責任の具体的な取り扱ひをどうするかというのをずいぶん検討したわけですが、その段階では、なかなか具体的な措置としてあがってこないということ、その項目を基本としないので試案をつくつたわけですが、今厚生省の試案をもとにして総理府において各省庁が集まりまして討議をいたしたわけですが、その議論の間におきましても、無過失責任というのは十分考慮する必要がある、何らかこれを具体的に考へていくことはできないかということ、かなり突っ込んだ議論が行なわれ、努力も払われたわけですが、それは、原子力基本法において、すでに無過失賠償責任の項目がございまして、基本的にそのような考へ方で公害に対する救済措置を考へていくことは十分考へられることであるということで、その具体策について相当考へしたわけですが、この段階でそれを具体的に法文にする、一般的な通則として法文にしたいということはできないこととございまして、今後の研究課題ということにいたして、今回の法案に載せなかつたわけとございまして、決して外部の特殊な分野からの意見によつてこれが法文化ができなかつたというものではございません。

○戸田菊雄君 大臣が時間の関係で行かなければならないのであります。大臣関係のものをあと二点ほどこの際聞いておきたいと思つたのですが、その一つは、公害の主要な原因は私は産業公害であると思ふ。したがつて、産業公害をどう一体解決するかが重要な問題であると思ふ。そこで問題は、この事業者に対して一定の責任体制をとらせる、その具体的なものは、一つは公害税を掛けていくとか、あるいは公害保険制度、こういうものを設置をして明確な責任体制を確立させる、こういうことがいいのではないかと思ふのですが、こういう構想は一体大臣は持ちかかどうか、その点が一つ。

もう一つは、被害者救済制度の制度化の問題であります。こういう今後の救済制度全般に向けて必要かどうか、必要と考へているかどうか、必要であればどういう制度というものを一体考へられておるか、この辺をひとつ第二点として明らかにしていただきたい。

○国務大臣 坊秀男君 事業者に対しては、三条におきまして「事業者の責務」ということを、これは基本法でございまして、きわめて抽象的一般的にきめてあるわけですが、ただいま、そういうようなことをやっていたために、たゞいま、税制それから保険等について考へたらどうか、こういう御質問のように承つたのでございしますが、公害防止にまつては税制と申しますと、現在等がその施設をやる、そういう場合に、これに對して特別償却といったようなことを認めていくというようにございしますが、公害を出すというものに対してひとつ税をかけたなら、非常に自衛自戒して、あまり公害を出さぬようになるのではないか、こういったような御意見もあるのではないかと、もしもそういう意味でございしたら、一つには、私は、公害というものはわれわれによつて否定、否認されるべきものではないかと思ふのですが、その否定、否認されるべき公害を発生するものに対して税をかけるというところは、一面におきまして何らかおれは税を払つてゐるのだという、一つの否定されるべき悪に、免罪符と申しますか、それはよろしくないのです、私は、よろしくないと思ひますけれども、一つの免責口実と申しますか、そういったような心理状態になる。こういうことも考へなければならぬ。それから税である以上は、課税客と課税標準とを、そういうものをきめてから課税標準とをい。そうすると、公害は否定されるべきものであるというところは、これは前提でございすけれども、そうすると、課税客、課税標準が大きいものに対しては大きくかけることができる。そうすると公害の大きなものに対しては大きな税源である。それから小さい公害に対しては、そんなに大きな税はかけられないということになりますと、小さい公害は税源としては小さい。税をかける以上は、税源としては大きいほうがありがたいのでございしますが、しかしそれは、もともと公害なんというものは否定されるべきものである。できるだけ小さく、できるだけ罰金でも同じようなものでございすけれども、それを税源ということには、これはちよつと不合理と申しますか、税源としては、税をかける対象としては、私は適当でない、かように考へるのでございす。しかし、こういったようなときに、保険はどうかと、こういうお話もございましたが、私は、これは一つの重大なる問題として検討をしていくべき——直ちに私はそれなつてここで保険制度を取り入れるべきかというところをお答えするには少し検討を要するのでございすけれども、これは一つの重大なる問題として前向きに検討をしていくべき事柄であらうと、かように考へます。

それから救済の問題でございす、これは、紛争処理ということも私も含めて考へておつたのでございすけれども、公害が起つておつたのでございすけれども、被害があつたり、こういったような場合に、とにかくこれは原因関係がなかなかはっきりしない、原因が、先ほど申しましたとおり、個体と申しますか、非常に単独の場合、これは私は公害として扱ふべきだと、概念のいかんにかかわらず公害として扱ふべきだと、こう申し上げましたが、しかし、その他の場合には多くの場合に不特定多数であるといつたような場合には、この因果関係というものをつかまえるとは申しますか、これをはつきりさしていくのははなはだ容易なこととなくして、そのために解決とか救済とかということが非常にじんせんおくれ

いるということとはよろしくない、私はさように考へまして、何とかこれに対しては救済の機構と申しますか、何らかの具体的な救済の措置を考へていかなければならないと、かように考へております。

○戸田菊雄君 大臣に対する質問は、これで終わりたいと思ふんですが、一つ、これはちよつと基本からはずれておるのではありませんが、この前大臣がおつたので、局長だと思ひますが、この問題を次回に回答してくださいということにしておつたのですが、実は、四十二年の六月七日の朝日新聞であります、「輪禍共済金を差引く」「保護家庭に冷たい基準」、こういうのが出てくるのであります。この内容をちよつと読んでみますと、こういうことなんです。成田発であります、千葉県の成田市で二つの坊やが車にはねられ大けがをし、市の交通災害共済制度から一万円の見舞金を受けた。しかし、坊やの家庭が父親の病気で生活保護を受けていたため臨時収入とみなされ、生活扶助費からその分が差引かれた。「あまりにも無慈悲な生活保護の基準だ」という声が周囲で上がつてゐる。こういう状況になつてゐるのであります。まあ、言つてみれば、だんなさんと子供さん二人と奥さんと、四人の生活者でありますけれども、このうち、おとうさんは病気で入院、それで生活保護対象者。その間に二つになる坊やが自動車ではねられて、また病院に入院しなければならぬ。そして一歳の子供さんを背負つて、その治療と看病で、働き手がないんです。わずか二万数千円の生活保護対象者でありながら、市の災害共済制度からもらつた一万何かが、これを除外されておる。一万何ばかりもたない。病氣療養をし、生活をしなければならぬのでありますから、こういった無慈悲な生活保護体制、これは確かに法律にはそういうことになつてゐます。なつてゐますけれども、こういうものに対する免責や特例措置という取り扱ひです、ね、こういうものは私はぜひ必要じゃないかと思ふんです。せつかく、これがけがをして、そう

いうものに対する見舞い金、これを収入とみなして、生活保護支給費をそれだけ削るといふ、こんな無慈悲なことは私はないと思います。だから、こういう問題について、大臣のほうに上申をして、十分検討して、次回に回答してくださいと私は言っておいたのでありますが、この機会にひとつ大臣に、具体的にこの問題に対してどういふ措置をとられようとするのか、検討内容についてひとつ御回答願います。

○政府委員(今村謙君) お答え申し上げます。

先ほど例にあげられました千葉の交通傷害の問題、見舞い金の問題でございますが、これは、私も行政を運営してまいります点におきましては、何とか解決をしたいというふうな気持ちでいろいろ検討している段階ではございます。ただ問題は、こういう生活保護法の場合には、全国民平等に取り扱わなければならない。たとえば、いろいろな、けがであろうが病氣であろうが、あるいは老齢であろうが、現に生活に困っている人は、その理由のいかんを問わずに、国がその生活を保護するというのが一つ。それからもう一つには、補正性と申しますか、生活ができるために自分の資産なり能力なりを全部自分の生活維持に注ぎ込んで、なおかつ足らざるの部分について国家が責任を持つ。したがって、その運用がおかしければ訴訟までできる請求権である、こういう一つの自立の原則といえます。できるだけ自分で努力して一切の収入を生活に充て、なおかつ足りないところというふうな、二本の、無差別平等と補足の原則というところに立っておりますので、見ようによっては非常にきびしいというふうな法律でございます。

で、今度の問題は、救護者であります。現実には子供さんがけがをされて、一万円出るといふことになったわけでありすけれども、これは、何といえますか、現在の、先ほど申し上げましたように、恩給であれ、業務上の労災保障であれ、あるいは障害年金であれ、すべて生活の資になるものは全部それは収入として見る、こういうた

てまえになっておりますので、この自動車の問題につきましても、これは市が立案して市が運営しております一つの保険制度であるということ、この問題は事実的には非常に気の毒な問題であります。それが、それが一切、あるいは自動車賠償法、あるいは恩給、あるいは障害年金というもののすべてに関連してきます問題であります。ただ、この一点だけで特例扱いをするというふうなことは、この一点だけで特例扱いをするというふうなことは、これは、しかも、各市町村全国一斉にそういう制度があるというものでないし、特定の市が——ぼつぼつ多くなっておりますけれども、そういう制度をつくっておられる。そういうことで、この事態だけの処理には終らない。何か方法がないかということ、いろいろ検討はいたしておりますが、そういう状況でございます。まあ、たとえば一万円というところ——千円未満のものならばこれは収入とは見ない。一世帯千円ぐらいいなら。そういうところの限界まで来ておりますので、その千円というのは、三千円、五千円がいいのか、それをどういふふうに各制度に及ぼすか、そういう限度の問題もありません。もうしばらく時間をかけていただきたいと思ひます。

○戸田菊雄君 結局、いまの回答では、法律上はどうにもならぬという回答ですね。では、別な見方で検討されてくれと言ふだけども、どういふ方法があるんですか。これは非常に、かりに落伍者といわれるような人たちは相当のわけでありす。そういう人は、きびしく取り立てる税金です。免責事項があるわけでありす。ましてや、状況から考えても四人生活ですよ。二万一千円か幾らの生活保護対象者。生活保護対象者とは、御存じのように生活の収入の道がない人です。そういう人に対して一定の基準を設けて政府が保障しているのではありませんか。そういう者がけがをして、その見舞い金ですよ。それが来たからといって取り上げるということは、法律上は、厳密にいけばあなたがいま解釈するようになるだらう。しかし、何かもう一つ、やはり行政官庁

としての運用上そういう特別措置があつていいよな気がするわけですね。これは確かに、その一つの例を設けることは、それが全国一律に広がっていくことだから、そういう心配もありません。しかし、そういうものに対して、もう少しあたたかい運用措置というものがあつていいかどうか、こういうふうな考えはありますが、何かに別を検討するというのは、方向はどういふふうな考へておりますか。その点だけひとつ簡単にお願いいたします。

○政府委員(今村謙君) いま申し上げましたように、現在のたてまえから言いますならば、この事件、これと同じような事例ばかりじゃなしに、たとえば産業災害による補償、あるいは自動車事故による補償、あるいは障害年金の支給、すべては収入として保護費から差引く、それを生活の資に充ててもらうというたてまえであります。今の場合に、たとえば少額な保険金という場合には——一世帯に千円だけは、いろいろな経費が要るかもしれないので、ほかの収入面での振り合いをやっておりますが、そこまでは計算しないという、その千円の限度額を上げるか、上げるならば、すべてそれに類似したような制度にも全部及ぼさなければならぬ、そういう面では検討したいと思ひます。基本的には、やはり収入があれば生活に入れたら、足らず前は国が出すというふうな制度下においては、これは特別だから、慰謝料であるからというふうな感じが、この中にはとてもいまの情勢としては及ばせない、こういうふうな考えはあります。したがって、これは千円だけは別だ、千円以下は、たとえば臨時収入があつても、あるいは物を売つたとしても、その部分は計算に見ないという部分をもっと広げるかどうかというふうな問題だと、こういうふうな理解していかうわけですね。

○戸田菊雄君 大臣どう考えますか。

○国務大臣(坊秀男君) いまの御指摘の問題は、これは全く人情の機微に属する大事な問題だと私は思ひます。そこで、実は非常に大事な問題である

がゆえに、末端のそれに当たるケースワーカーの段階におきまして、何とかあ血も涙もないやり方じゃないかという御批判の声は、私ももしばしば耳にするところでございます。しかし、その血も涙も少し加味したらどうかということになります。私は、この制度についての非常に大きな一つの弱点に思ひます。そこで、たとえば末端において、さじがけんがでできるんだということになりますと、これは、たとえば大きな問題として、予算の折衝をするにいたしても、何にいたしましても、さじがけんがでできるんじゃないかというふうなことになる。きわめて力が弱いものになります。そこで、ケースワーカーも人間でございますから、そのときには現実の事態に処して、それこそ涙をのんで、そういったような処置をやっておるんだと思ひますが、そこで、さじがけんとか、これはかわいそうだからということをケース・バイ・ケースにやりますと、制度そのものが非常に弱体化されるというふうなことも考えられます。そこで私は、第一線の人たちから、こういった場合はかわいそうじゃないかと、こういった場合に何とか考へりやいじゃないかと、こういったことを、厚生省なら厚生省へ反映させてもらひまして、一般の問題としていたしまして、そうして今後厚生省においてこれを一般的に重大な問題として検討していく、先ほど局長から時間をかけていただきましたというのを申し上げた趣旨も私はそこにあるんだと思ひますが、現行制度の上において、あんまりその末端において、非常に冷徹なようなことを申しますけれども、血あり涙ありといったようなことをやっても、いりませんと制度そのものが非常に弱くなるので、これは一つの大きな問題として中央として取り上げていくべき問題だと、かように考えます。

○委員(松澤兼人君) 小平君。

○小平芳平君 大臣に対する質問を、大臣の御都合で、二、三初めに聞きたいと思ひます。

公害基本法案が提出されたときに、参議院の本

會議で總理大臣にも厚生大臣にもお尋ねしたわけですが、十七日に衆議院本會議を修正通過したという新しい今日の段階で、なお、大臣に二、三お尋ねしておきたいことがあるわけであります。

まず、先ほど来、戸田委員あるいは大倉委員からも指摘されておりましたが、「経済の健全な発展との調和」ですね。佐藤総理は、こうして公害を防止することともに産業の発展が大事であると……。たとえば、四日市のような例があげられて……、たまたま、そう……例をあげず……、全

臣は、ほかの方にも御答弁なさっていらつしたわけですが、私が申し上げていることも、経済の発展をやめて工場をなくせと言っているわけじゃないのです。問題は、公害基本法というものの、この法律自体が、この目的に出ているように、国民の健康を保護する、あるいは生活環境を保全することが目的であつて、経済の発展はほかに幾らも法律があるわけだと思ひます。ほかに、経済の健全な発展のためには、金融、財政であるいは土地取用、あるいはいろいろな経済発展のための法律があるわけです。そういう法律が、一々を保護する、生活環境を保全すると、そういつてを防止していこうというこの法律の目的は、国民の健康あるいは生活環境の保全が目的であると。そこで、どうしてこの「経済の健全な発展との調和」を入れなければならないか。経済をなくするのじゃない、それは当然なことなんですが、この法律の目的自体は先ほど来申し上げているところからいふのだと、これは厚生大臣も御同感じゃないかと思ふのです。ついでに申し上げますと、先ほど来、こうした経済の問題は、財界などの、いはほかの省あたりの強い意見でそういうふうになつたのじゃないかという質問に対して、大臣は、決してそういうことはないというふうにも答

弁されておりましたが、この基本法が通過することになったとたんに、そのときに新聞に出ているところによると、財界筋では特に今回の修正で安心をしている、この修正の結果、財界が注目しているのは、「経済の健全な発展との調和」が、まずこの基本法に入ったということ、それからまた、無過失責任が入ったということ、そういうことで財界は安心した、というこまかい記事が出ておりますが、当然、そういうないきさつでどうなつたのだといふことでは、いいです。

○國務大臣(坊秀男君) 「經濟の健全な發展との調和を図りつつ」ということでございますが、もうしばしばお答えも申し上げましたが、必ずしも私は、財界の非常な強い要望によってこれを入れたいと、こういうことでなくして、われわれといいたたしましては、もう健康を保全していくというためには絶対に經濟との調和なんということは考えなない、これは絶対無上のものである、こういうことでございまして、それからさらに推し進めて、生活環境というものをより快適にしていこうというときに、經濟の發展と調和していこうというところでございまして、その生活環境というものを無制限に——そんな非常識なことはありませんけれども、無制限によくしていこうということに相なりますと、工業立地なんということがどうも危ぶまれるというようなことも、あるいは財界は心配しているかもしれない。それで私は、いまおっしゃった、財界は非常に安心したのだという御意見でございますが、それはあるいはそうかもしれないけれども、私は財界の意見に押されてこれを入れたということでは絶対にございませぬ。この公署基本法の目的は、あくまでも生命を保全すること、あるいはその生活環境をよくしていくということを目的としておるのでございまして、決して財界からの要望、圧力に屈したというふうには私は考えておりませぬ。

それから無過失責任でございしますが、何にいたしまして、公害問題を処理していくのに大事なこととは、私は、私は少なくとも、原因と結果、公害を起

こした原因、公害が起こった結果という間の因果関係がはっきりする場合もございます。それは非常にはっきりする場合もございますが、多くの場合にこの因果関係がはっきりしないというところに公害処理のむずかしい問題があらうと思うんです。これがはっきりしてしまえば——私は、過失だとか故意だとか、あるいは悪意だとかいったような、主観的な条件と申しますか、要件と申しますか、そういったことよりも、因果関係の客観的要件というものがはっきりいたしますれば、公害処理は、過失があるとかないとかいったような主観的要件はそれほど大きなことではなくて、因果関係をいかにしてつかまえていくかということが私は大事なことだと思う。ところが、その因果関係がなかなかつかまえない、しかしながら被害者はあらわれて非常に苦しんでおるで、あくまでもただ一つである、一つに限るというはっきりした因果関係をつかまえないで思っておりますと、公害対策も何も非常に困難になる。そうでなしに、そういった因果関係がそれほどはっきりしない間にでも何らかこれは処置を講じなければならぬ、また、救済とか和解とか、そういったような紛争の処理をやっていかねばならないというところに、公害問題処理の一番大事なこと、私はひそんでいるのではないかと。無過失責任という、そういったような主観的な問題もこれも大事なことでございますが、それより先に、因果関係をいかにキャッチし、また因果関係をいかに、最後の最後までいかになくとも、これに基づいた処理をするということが、私は公害問題の一番大事な点ではなからうかと考えております。

それから、この法案に無過失責任についてきめなかつたじゃないか、こういう御質問でございますが、何にいたしまして、この法律は基本法でございまして、いわば公害対策の通則ともいうべきものだと思ひます。いかなる公害に対しましてもこの法案のきめた基本方針に従つてこれを処理していく、こういうことになっておるのでございまして、この通則に無過失責任ということをや

はつきりとうたつていきますことは、これは日本の民法法といつたようなものについての一大例外の規定でございます。その無過失責任を基本法である通則に取り上げていくということになりますと、すべての公害に一応この無過失責任といったようなものを当てはめるということになりますと、これは民法法の一大例外になるので、立法上も、いろいろの面から、角度から、これを検討していかねばならないということで、基本法にはきめなかったのでございますけれども、しかしながら、将来いろいろな具体的な法律をきめていく、これに伴う具体的な個々別々の法律がどんどんつくられるわけでございますが、そのケース・バイ・ケースにおきまして、この無過失責任というものを、重大なる問題として、これを研究し、取り入れるべきは取り入れていくべき問題だとかように考えております。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記をつけて。戸田君。

○戸田菊雄君 それでは、方針についてはいま大臣にお伺いをしましたので、こまかい点についてお伺いをしてみたいと思うんですが、結局、いまの事業者の責任問題については全く皆無にひとしいですね。確かに、この第三条ですか、何かこれにきわめて抽象的にはございます。しかし、このことで今後の責任体制をどうのこうのということにはなりません。

〔委員長退席、理事大倉精一君着席〕

ですから、こういう問題について、何か明確な、別の法律を立法化されていくのか、その辺について、局長の見解をまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(館林宣夫君) 事業者の責任を負うべき分野は非常に広いわけでございまして、まず、そもそも事業者の設置する施設について公害を発生しないようなものにする、これが公害の対策としては最大のものであらうと思うわけであります。それに対しては、今日、ばい煙防止法に

○委員長(松澤兼人君) ちよつと速記をとめて
〔速記中止〕

○委員長（松澤兼人君）速記をつけて。戸田君

臣にお伺いをしましたので、こまかい点についてお伺いをしてまいりたいと思うんですが、結局、いまの事業者の責任問題については全く皆無にひといでですね。確かに、この第三条ですが、何かこれにきわめて抽象的にはございます。しかし、このことで今後の責任体制をどうのこうのということにはなりません。

〔委員長退席、理事大倉精一君着席〕
ですから、こういう問題について、何か明確な、別の法律を立法化されていくのか、その辺について、局長の見解をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(館林宣夫君) 事業者の責任を負うべき分野は非常に広いわけでございまして、まず、そもそも事業者の設置する施設について公害を発生しないようなものにする、これが公害の対策としては最大のものであらうと思うわけであります。それに対しては、今日、ばい煙防止法に

いたしまして、水質保全法にいたしましたも、あるいは自動車の規制の機械装置の法律にいたしまして、それぞれそのような規定が設けられるようになっております。問題は、それが徹底的に非常にきびしいものであるということであるかどうかという点と、いま一つは、現在得られる範囲の努力をしてみても、なおかつ、それが非常に集積いたしますと、ちりも積もって山となるので、個々の施設はそれほどたいした煙を出さなくても、これが何万と集まれば公害の発生源になるというようなことから、もはやそれは責任を追及するというような方向、手段ではない。追及しきれないものになる。すなわち不特定多数の発生源がもし出す公害というものになるわけでございまして、そのような種類のものに対してどう責任追及という形で措置できるか。あるいは別の施策でこれを考へていったら、たとえば都市の構造そのものを、商業地域と工業地域と住宅地域とちゃんと区別するとか、あるいは場合によればグリーンベルトをつくるとか、そういうような公共的な施策を講じて、これを補っていく必要が生じてくるわけであります。そのような場合にも企業側が負担すべきではないか。そのように公共的な施策を講じなければならぬゆえんのもの、これはかりに個々の工場は規定以内の排出あるいは防止装置に相当努力をしておいても、なおかつ集積して公害が生ずることに對する措置なのか。企業側も一部は負担すべきではないかということ、本法によって企業側の負担責任をうたつておるわけであります。問題は、それはどの程度具体的に、どういう場合に負担するかということでございますが、これは別個の法律によりまして法規制をいたしたいということで、本法では別の規定にする、別の法律をつくつてこれを規制するということにいたしておるのであります。その意味合いから言へば、企業側の負担に關しましては触れておるわけであります。問題は被害を生じた場合ですが、すなわち患者が出たとか、あるいは動植物に被害が生じた場合に、それをどう処置するかとい

う具体問題であります。これが非常に小さい範囲のものでありますれば、民法の損害賠償で片がつくわけでありまして、不特定多数のものが集まつて、しかも個々のものはできるだけの努力をして、ほとんど公害を発生するほどの量を出さないというものが、集積して害を生じて被害を受けた人々があらわれたという場合に、これをどう処置するか。これは、もとはといえば、発生源から発生したものによつて起こつたかもしれないけれども、これは当然に許される範囲の企業活動によつてあらわれたものである、それを損害賠償というような考え方で取れるか——従来の考え方から言へば、ないのであります。これをどう救済していくかという救済制度としては、今後十分検討していく必要がある。いままでの取り扱いとしましては、患者の治療費等につきましては相当部分公費で負担しておる。四日市市におきましては、いままでは市が全額患者負担分を出しておつたという実態があるわけでございまして、これは、その個々の実情に応じて実施をされておるわけであります。その際において、やはり企業側にも一部持たせるといふ解決方法もあると思ひます。これは、今後具体的に個々の事例について考へてみたいと思ひます。

○戸田菊雄君 被害者救済制度の問題ですけれども、いまの基本法によりまして、政府が考へておる被害の救済等については、円滑な実施をはかるために必要な制度の整備を行なう、こういうことですね。具体的に、どういふような制度で、またどのような救済をするのか、全くないわけですか。そして、なおかつ、この内容は全く抽象的ですから、一体これはやる気があるのかどうか、私非常に疑念を抱かざるを得ない。ですから、こういう問題について、たとえば私は具体的に事例を申し上げますけれども、水俣病で死亡した人がわずかに三十万円ですね。それから葬祭料が二万円。生存者に対しては、おとな十萬、子供三万円の補償です。しかし、これは物価の値上がりその他経済変動に伴つたスライド制は一つもとられていな

い。こういうぐあいに、人間の命が三十万円程度で飛んでしまふ。最近、交通災害の場合には百五十万円であつたのが三百万円に引き上げよう、一面において、そういう救済措置、あれば保険制度ですけれども、そういうのは引き上げつつあるわけですね。ところが、公害関係によつて救済をされたという具体的な事例によりまして、わずか三十万円程度に一個の生命が取り扱われておる。こういうことは、全く矛盾があるといふふうに考へるわけでありまして、こういう問題について、一体どういふ今後の取り扱い方法として検討され、具体的な内容というものを制定をされていくとするのか。この辺についてひとつ明確にお答えを願ひます。

○政府委員(館林宣夫君) 公害基本法は、主として公害を防止するという側から集中的に書かれておりました。公害が起り、公害の被害者が現にある、その被害者をどう助けていくかということが、非常に簡略といひますか、わずかに一条、きわめて短かく処理しておるという点、私どもとしても必ずしも十分であると思つてはございませぬ。もちろん、公害防止が主眼点であることは間違ひございませぬけれども、現に公害が発生し、被害者を救済していくということは大きな公害対策の一部であります。そこで、被害の救済をどう具体的に実現していくかと言ひますと、まず第一に、先ほど来御指摘がありました、公害の苦情を受け付けるところを明確化する必要がある。今日は、保健所へ行き、警察へ行き、区役所へ行き、あちらこちら、場合によれば、たらい回しになるおそれもあるということ、公害のはつきりした窓口というものが確定してないわけです。そのような苦情を受け付け、それを処理する仲介の労をとる、あつせんするなり、そういう扱いをするところからまず第一点、最も必要であらう、こういうふうな考え、これの具体化を急ぎたいと思つております。今日、和解の仲介の制度としましては、法律上、ばい煙規制法にも、水質保全法にも、法文上はあるわけでございますが、その事例は非常にりようたるものでございします。それは、先ほど来申しておりますような、そもそも苦情の窓口というのがはつきりしない、この処理責任者というものが明確でないという点にあらうかと思ひますので、その点は早急に明らかにしてまいりたい。

そこで、その次に起つてまいります問題は、補償問題であります。ところが、もちろん、原因者がきわめて明確でありまして、因果関係も立証できるといふものでありますれば、これは、民事訴訟を起し、損害賠償で片がつく種類であります。ところが、多くの公害は、それほど因果関係は明確化されない。原因者は一人ではない。きわめて多数である。その原因と目されるものと被害との結びつきというものを科学的に立証することは非常にむずかしい。たぶんあれが原因であろうと思はれるがという種類の公害が非常に多いのでございします。現に、四日市におきまして、公害病患者の原因はそれでは何か、確実に何と何と何だ、どのくらいの割合で障害を与えたという立証をすることは非常に困難です。このような、困難であつて、裁判にかからない種類のものに強制的に賠償させるといふことは、なおさら困難である。これはわが国の法体系上不可能に近い。したがって、真正面に取り組んで、こういうものを、疑わしいという程度で企業側が強制負担をせよという措置はとれないだろうと私ども想像しております。したがつて、そういう真正面から損害を強制的に持たせるといふ形でなくて、何らか資金のプールのようなものを持つておきまして、そういう基金のようなものから被害者を救済していくという制度でできれば一番望ましいわけですね。そのような制度として何がよろしいか。また、そのような基金、あるいは保険でもけっこうでございますが、そういうような基金に対してどのような企業が幾ら負担をするのか、具体的な案がなかなかむずかしいわけでございます。私どもも何とかそういう制度の制定を急ぎたいと思つて、実は大臣も非常にその点を御心配になつておられる。先ほどの答弁でも、大臣は心からそういう救済制

度が必要であるということを前々から申し上げておられるのであります。私どもも、何とか事務的に具体案がでないものかと努力をいたしておりますが、早急に具体化をはかってまいりたいし、検討いたしたい、かように考えております。

○戸田菊雄君 何とか意欲的にそういうことで具体化しようという誠意については、私もぜひそうあってほしいと思うのです。いま局長から言われたことは、ひとつここで苦情受け付けという、そういう窓口を明確化したい、もう一つは、公害基金制度ですか、言ってみれば、そういうものを至急に考慮していただきたい、こういうものがやや具体的に出てきているのだが、その前に私はぜひお願いをしたいことは、そういう公害被害者が出たというときには、いま政府が行なっている、災害の場合に災害基本法を発動して、政府が一たん立てかえをして、手当てをするところはほとんどやっています。こういうことをやっているわけですが、公害の被害者についても、まず全面的に国がひとつそういった補償態様というものに一応手をつけてみよう、そういう上に立って、あとは段階的に、企業主が、その責任者がおればそれぞれのものに對して幾らか負担していく、こういう、いわば補償態様全般についての国の乗り出し方が、私は土合になくならないのではないかと、こういうふうにも考えるわけでありまして、そういうふうな、いま局長が言われましたように、さらに円滑にこれを推進するために、一つの窓口の明確化をはかたり、あるいは公害基金制度をつくったり、具体的にそれと対応するという諸機関というものをつくって、より充実をはかっていく、こういうことになっていかなければ本物にならないのではないかと。ですから、そういう問題について、国として、もう少し意欲的に取り上げてそれらの問題に對処していく、こういう姿勢は、おありでしょうか。その辺はどうですか。

○政府委員(館林宣夫君) 今後、公害問題は、わが国としても非常に重要な大きな問題として取り

組んでいかなければならぬものでございますので、お説のように、何らかの国としても救済に對して十分責任を感じて取り組んでいくというつもりでございます。ただ、救済に際しましては、天然自然の障害による被害を受けた人々の救済とは別に、公害のような、何らかの人為的な原因によって被害を受けた人の救済の制度というものは、公害に限らず、全般的にやはり国の行政との調和と言いますか、バランスと言いますか、そういうものも当然に考慮せられる筋合いかと思ひます。たとえば、人が殺された、一家の主人たるべき人が殺されたという場合も、今日は、刑事責任は問われますけれども、その人によつてのその家族の非常な収入減というものの對しての民事的な補償という制度は必ずしも明確になっていないわけじゃございませんので、そういうような全般的な被害を受けた人々の救済というものの関連とにらみ合わせて、政府としては最も適切なものにするように取り組んでまいりたいと思ひます。

○戸田菊雄君 これは通産省にもちよつと関係をすると思ひますけれども、いま、東京都内においては、ばい煙、排気ガスですね、こういうものによつて、小学校、中学校の各児童が、ほとんどその被害を受けておる。ことに、具体的なあらわれ方としては、かぜや、たんや、せきに非常に悩まされる、こういう状態が出てくるのであります。そこで、その問題は、ばい煙等に対する一つの施設状況について、今後どういうぐあいに厚生省なり通産省では考えておられるのか、こういう問題について若干お尋ねをしたいと思ふのであります。そういうばい煙処理施設の整備を促進するために、公害防止設備改善資金貸し付け、こういうのが実はあるわけですね。これは私は当初建設省関係だと思ひまして、厚生省にあるいはあらかじめ言つてなかつたかも知れませんが、それで、資料がなければあとでお調べになつてお願いしたいと思ひますが、これによりますと、国としては、一つは資金のあつせん、それから技術的助言その他の援助を行なうことになつてゐるわけですね。そ

れで、一つは税制上の特例措置というものがあつてあります。固定資産税の非課税の問題、あるいは耐用年数の短縮の問題、それからもう一つは、金融上の特例措置というものがあつて、これには大体中小企業近代化資金助成法、これに基づいて無利子貸し付けをやる、それからもう一つは、中小企業高度化資金、これに基づいて融資関係をやつてゐる。それからもう一つは、公害防止度をとつてゐる。それからもう一つは、公害防止事業団、だいが助成範囲というものは融資その他広範にわたつておりますが、それ自体私は非常に喜ばしいことだと思ふのであります。こういうものを通じて、今後ばい煙の処理施設等についてどのくらい一体ばい煙の施設があるのか、今後何年でこれが解消するののか、それがために一体どれだけの資金を要するののか、その辺についてひとつ厚生省と通産省からお答え願ひたい。

○政府委員(館林宣夫君) お説のとおり、ばい煙防止施設に對しましては、国が融資措置を講じ、あるいは非常に高い煙突あるいは防止装置等につきましては、税制上の優遇措置が講ぜられております。それで、いまお話しのような、こういう施設に對して今後どの程度の金がかかる見通しであるかということでございますが、これは、このばい煙防止のみならず、排出する排水の処理を含めまして、公害関係の重化学工業におきましては、設備資金の敷当程度はそういう装置に金を投ずる必要があるであらう。これは、企業の種類によりまして明確ではございません。非常に概括的なことを申し上げて恐縮でございますが、近代の文明国におきますこの分野の投資は三ないし五割と言われております。こういう公害防止装置に對しまして設備投資に必要な割合は、概括的に言ひまして、三ないし五割の金がかかるというところでございまして、最近におけるわが国の電力の、発電所、火力発電所でございますが、火力発電所とか、あるいは石油関係の企業におきまして、非常に高額の防止施設に金を投資いたしております。なお、詳細は、通産省が来ておられますので……

○説明員(馬場一也君) ただいま厚生省の局長のほうからお話がございましたが、私どもでも、この全国にある企業が設備投資をいろいろいたすけれども、大体このうちどれくらいをこの公害関係の防止するための施設に使つてゐるだろうかということは、なかなか全部について承知するということとは困難でありますけれども、わりあい大きな企業につきまして現在調査して集計中でございまして、まだ十分まとまつておりませんが、一例を申し上げますと、たとえば石油精製、これは、ただいま調査いたしましたところでは、二十五の工場につきまして調査をいたしておりますけれども、石油精製について見ますと、この工場の生産施設、これは土地を除きますいわゆる有形の固定資産でございまして、大体五割程度の公害防止施設に對する投資を行なつてゐるというふうな実績が出ております。それから重油専焼の火力、これも十六ばかり調査いたしましたところによりまして、重油専焼につきましては大体三・二割程度という、これは十六の平均でございまして、それと、そういう結果が出ております。御承知のように、石油精製なり重油専焼の火力というのは、企業の中でも特に大きいほうの企業でございまして、また、非常に多くのばい煙、亜硫酸ガスを排出いたしますので、防止施設についても非常に大きなものが要るわけでございますけれども、その他もろの工場につきましては、それぞれまた値が異なるかと思ひますけれども、大体非常に大きな公害を出すようなタイプの産業につきましては、一例を申し上げますとその程度の投資ということになつております。

○戸田菊雄君 あまり明確でないようでございますけれども、今度どのくらい施設を整備するものがあるか、それに要する財源はどのくらいあるのか、この見通しなんかも含めて――いま若干の、二、三の例として、たとえば石油関係で五割とか、いろいろおつしやられたやうであります。そういうものを、できれば、あしたまたやりますので、資料としてひとつお出し願ひえれば出して

金で交付いたしております。昭和四十二年度の事業契約としましては、七十五億円を契約いたしました。そのほかに、国の交付金として一億三千万円事務費を交付いたしております。で、この七十五億円の事業契約が非常に円滑にいくかという、必ずしもそうではございません。と申しますのは、公害防止事業団の実施しております防止施設をつくること、そのことは、中小企業をまとめて共同の処理施設をするということがたてまえてございまして、なかなか共同の施設をつくるまでにまとめるのがむずかしいのが一点と、それからいま一点は、ただいま申し上げましたように、金利がまだ高いというような点もございまして、公害防止事業団の手持ちの資金が枯渇するというほど事業が活発になっていないという点は、私ども非常に遺憾に思っております、これは資金が足りないくらいに希望者がふえるようになってこそほんとうである、かように思つて、いま申し上げました金利の事情をよくする、償還期間の事情をよくする、という努力をいたしておる次第でございます。

それからこの事業に対します役員は、理事長一名、理事三名、監事一名がこれにあつております。

○戸田菊雄君 役員の、何といひますか、前職は、どういふところにあつたんでしょうか。

○政府委員(館林宣夫君) 理事長一名は、前の警視總監でございます。理事の一名は厚生省の局長でございます。いま一人の理事は通産省の部長でございます。それからいま一人の理事は大蔵省の参事官でございます。それから監事の一名は自治省の参事官でございます。

○戸田菊雄君 最近、いろいろと各種事業団といふものができてきているのですが、役員構成が

もつぱら旧官僚で占められておる。やっぱり国のつながりとか、そういう便宜主義的なところがあるのかも知れませんが、本来の事業団経営というところになれば、はたしてこれは妥当なのかどうか。そういう点について、局長、どう考えておるのか。また、もう少し私は、各種事業団というものに対しては、民間人を起用してもいいんじゃないかと思うのです。ところが、そういう点はいささかも顧みられないというのがいまの現状じゃないかと思うのですがね。そういう点についても、民間人起用ということについて大体どういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(館林宣夫君) ただいま御説明申し上げましたような事業分野でございまして、事業団が金融措置を講じたり、あるいは緩衝地帯——少し説明を落としたが、緩衝地帯をつくりまして、その中へ厚生福利施設をつくるというようなこと、あるいは企業に対して助成していくというような点、それから関係各省の役人であった人がこれに当たっておるわけでございまして、また地方自治体との交渉もございまして、自治省から担当者がおるわけでございしますが、お説のように民間の人でこの事業団の事業をするにふさわしい人で適任者があれば、今後ともにそれは十分私どもとしても検討してまいる必要があるかと思ひます。

○戸田菊雄君 それは政策上の問題でもあるから、またあした、大蔵大臣が来られたら聞きたいと思うのですが、それでは、五時半という約束もありますから、あしたまた継続でやってまいるという話を、きょうはこれで終わります。

○委員長(松澤兼人君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後五時三十三分散会

七月十七日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は六月十六日)

一、公害対策基本法案

公害対策基本法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

目次

第一章 総則(第一条—第七條)

第二章 公害の防止に関する基本的施策

第一節 環境基準(第八條)

第二節 国の施策(第九條—第十六條)

第三節 地方公共団体の施策(第十七條)

第四節 特定地域における公害の防止(第十八條—第十九條)

第五節 公害に係る被害の救済(第二十條—第二十三條)

第三章 費用負担及び財政措置等(第二十一條—第二十三條)

第四章 公害対策会議及び公害対策審議会

第一節 公害対策会議(第二十四條—第二十六條)

第二節 公害対策審議会(第二十六條—第二十七條)

附則

(目的)

第一条 この法律は、事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もつて国民の健康を保護するとともに、経済の健全な発展との調和を図りつつ、生活環境を保全することを目的とする。

2 前項に規定する生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和を図られるようにするものとする。

(住民の責務)

第六条 住民は、国又は地方公共団体が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

(年次報告等)

第七条 政府は、毎年、国会に、公害の状況及び政府が公害の防止に關して講じた施策に關する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る公害の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(放射性物質による大気汚染等の防止)

第七條 放射性物質による大気汚染及び水質汚濁の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。

第二章 公害の防止に関する基本的施策

第一節 環境基準

第八條 政府は、大気汚染、水質汚濁及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準のうち、生活環境に係る基準を定めるにあつては、経済の健全な発展との調和を図るよう考慮しなければならない。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改正がなされなければならない。

4 政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

第二節 国の施策

第九條 政府は、公害を防止するため、事業者等の遵守すべき基準を定める等により、大気汚染又は水質汚濁の原因となる物質の排出等に関する規制の措置を講じなければならない。

2 政府は、公害を防止するため、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭について、前項に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地利用及び施設の設置に関する規制)

第十條 政府は、公害を防止するため、土地利用に關し、必要な規制の措置を講ずるとともに

に、公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域について、公害の原因となる施設の設置を規制する措置を講じなければならない。

(公害防止に関する施設の整備等の推進)

第十一條 政府は、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業及び下水道その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業を推進する措置を講じなければならない。

(監視、測定等の体制の整備)

第十二條 政府は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

(調査の実施)

第十三條 政府は、公害の予測に關する調査その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施しなければならない。

(科学技術の振興)

第十四條 政府は、公害の防止に資する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等必要な措置を講じなければならない。

(知識の普及等)

第十五條 政府は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。

(地域開発施策等における公害防止の配慮)

第十六條 政府は、都市の開発、企業の誘導等地域の開発及び整備に關する施策の策定及び実施にあつては、公害の防止について配慮しなければならない。

第三節 地方公共団体の施策

第十七條 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、前節に定める国の施策に準ずる施策を講ずるほか、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止のために必要なその他の施策を実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策

の実施及び市町村の行なう施策の総合調整にあたるものとする。

第四節 特定地域における公害の防止 (公害防止計画の作成)

第十八条 内閣総理大臣は、次のいずれかに該当する地域について、当該地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）の基本方針を示して関係都道府県知事に対し当該計画の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

2 関係都道府県知事は、前項の指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けるものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の指示及び前項の承認を行なうにあつては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の指示を行なうにあつては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(公害防止計画の達成の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 公害に係る。被害の救済

第二十条 政府は、公害に係る紛争が生じた場合における和解の仲介、調停等の紛争処理制度を確立するため、必要な措置を講じなければならない。

2 政府は、公害に係る被害に関する救済の円滑

な実施を図るために必要な制度の整備を行なうものとする。

第三章 費用負担及び財政措置等 (費用負担)

第二十一条 事業者は、その事業活動による公害を防止するために国又は地方公共団体が実施する事業について、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の規定により事業者が同項の費用を負担させる場合における負担の対象となる費用の範囲、費用を負担させる事業者の範囲、各事業者に負担させる額の算出方法その他その負担に關し必要な事項については、別に法律で定める。

(地方公共団体に対する財政措置)

第二十二条 国は、地方公共団体が公害の防止に関する施策を講ずるために要する費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者に対する助成)

第二十三条 国又は地方公共団体は、事業者が行なう公害の防止のための施設の整備について、必要な金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるにあつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

第四章 公害対策会議及び公害対策審議会 (設置及び所掌事務)

第二十四条 総理府に、附属機関として、公害対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 公害防止計画に關し、第十八条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、公害の防止に關する基本的かつ総合的な施策の企画に關して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

と。

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(組織等)

第二十五条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議は、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 会議の庶務は、厚生省環境衛生局において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 公害対策審議会 (設置及び所掌事務)

中央公害対策審議会

第二十六条 総理府に、附属機関として、中央公害対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に應じ、公害対策に關する基本的事項を調査審議すること。

二 前号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

3 審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

(組織等)

第二十七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、公害の防止に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審議会の庶務は、厚生省環境衛生局において

処理する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方公害対策審議会)

第二十九条 地方公共団体は、当該地方公共団体における公害対策に關する基本的事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、地方公害対策審議会を置くことができる。

附則

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中歴史的風土審議会の項の次に次のように加える。

公害対策会議	公害対策基本法（昭和四十二年法律第...号）
第二十四条第二項各号に掲げる事項を行なうこと。	公害対策基本法第二十六...条第二項各号に掲げる事項を行なうこと。

3 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項に次の一号を加える。

十七 公害対策会議及び、公害対策審議会の庶務に關すること。

第九条の二第二項中「第十四号まで」の下に「及び第十七号」を加える。

第二十九条第一項の表中「公害審議会」を「生活環境審議会」に改める。

七月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、盟和産業長野工場の排煙に起因すると思われる農作物等被害調査に關する請願（第四〇四三三号）

第四〇四三三号 昭和四十二年七月十三日受理

盟和産業長野工場の排煙に起因すると思われる農作物等被害調査に關する請願

盟和産業長野工場の排煙に起因すると思われる農作物等被害調査に關する請願

盟和産業長野工場の排煙に起因すると思われる農作物等被害調査に關する請願

盟和産業長野工場の排煙に起因すると思われる農作物等被害調査に關する請願

盟和産業長野工場の排煙に起因すると思われる農作物等被害調査に關する請願

盟和産業長野工場の排煙に起因すると思われる農作物等被害調査に關する請願

盟和産業長野工場の排煙に起因すると思われる農作物等被害調査に關する請願

請願者 長野県飯田市中心通飯田市長 松

井卓治

紹介議員 羽生 三七君

長野県飯田市山本地区に下伊那郡阿智村が誘致した、盟和産業株式会社長野工場（塩化ビニールシート製造）の排煙に起因すると思われる被害が農作物に顕著にあらわれ、その後、日ごとに野菜類、果樹類、桑樹及び山林等を侵食し、その実害はますます拡大しているから、至急現地調査を実施の上、適切な措置と指導をされたい。

理 由

一、当市山本地区の大半が、この公害にさらされ、地域住民の不安は日ごとにつのつている実情であり、このまま進行すれば農業所得は激減し、農業経営上及び民生安定上まことに憂慮にたえない。

二、当市においては、工場、阿智村、県出先機関と対策を協議しているが、原因について結論を得ないまま、この公害はいよいよ拡大している現況である。

（別紙、農作物被害状況及び公害調査報告等添付）